

タイトル	徳川幕府経営史序説
著者	大場, 四千男; Ohba, Yoshio
引用	北海学園大学経営論集, 20(4): (1)-(62)
発行日	2023-03-25

徳川幕府経営史序説

大 場 四 千 男

目 次

はじめに

序―問題提起

一 徳川時代の寺社支配と共同政策

A I部の要旨

B II部の要旨

I部 徳川幕府と寺社との共同政策

1 キリシタン禁教令と徳川幕府の宗教政策

2 徳川幕府の寺社政策―本末寺院の確立

3 徳川幕府と寺社との共同政策

4 寺社の檀家制度と寺請制の手形

5 神仏習合と政教一致体制の成立

6 伝統的七大宗派の宗法と幕府の寺社法

7 旧地での寺社の造営と規制

8 伝統的七大宗派の本末寺間序列と宗法

II部 徳川幕府の寺社政策―国免助成策

1 国免助成策―朱印状による神領・寺領の下付

2 寺の小破に対する幕府の朱印状の下付

3 確立期の寺社修理資本調達方法と資料分析

A-1 図表-1 「万治二年～寛保三年寺社修理資本調達方法一覧表」の分析

A-2 確立期の寺社修理資本調達方法の種類とその資料分析

A-3 確立期資本調達方法の種類

4 過渡期の資本調達方法の種類と図表分析

B-0 寛保四年～宝暦九年における寺社修理資本調達方法の種類と特質について―前半の分析を中心に

B-1 宝暦九年～天明七年寺社修理資本調達方法の種類と特質―過渡期後半

B-1-1 過渡期後半の分析

B-2 この過渡期後半における世界史の動向

B-3 過渡期後半における寺社修理資本調達方法の種類と特質

B-4 過渡期の寺社修理資本調達方法の経済的背景
―田沼意次と水野忠邦との対比―

5 崩壊期の寺社修理資本調達方法の種類と特質

総括と展望

(一) 徳川幕府の寺社政策―キリシタン禁令と寺社政策の総括

(二) 展望―明治維新の王政復古体制

はじめに

日本経営史の範囲はどの時代から始まり、どの時代までを対象とするのであろうか。

そもそも経営史の学問として生み出されたのはアメリカのハーバード経営大学院でのグラース教授によってアメリカ資本主義企業の歴史を経営史の対象として研究し始めてからである。

それまではアメリカ経済史の中の特殊分野として研究されていたが、経済史から独立する専門科目として自立することとなる。

日本への経営史の採用とその普及は文部省の学部設置基準の必修科目として採用されるや、経営学部の新設に不可欠な科目として位置づけられ、全国の経営学部に採用されることとなる。

したがって、アメリカと同様に、日本の大学でも主に経済学部の中で経済史の出身者が経営史の研究に取り組むのであった。

東京大学経済学部の西洋経済史は大塚久雄教授を中心に研究され、大塚史学と呼ぶ学派を形成していた。

日本は昭和二十年八月十五日太平洋戦争、又は大東亜戦争の敗戦を迎え、時代の大転換を迎えるのであった。そして、日本では昭和三十五年前後から高度経済成長時代を迎え、アメリカに次ぐ世界第二位のGNPを達成し、世界の経済大国の一員としての時代に代り入る。

昭和二十年の敗戦からわずか十五年前後で敗戦国から世界第二位の経済大国へ成長したことは世界中から「奇跡」と騒がれ、注目されることとなる。

こうした高度経済成長の原因を分析することが初期時代の経営史の課題となった。二つ目の課題は明治時代から終戦の昭和二十年迄、戦前日本資本主義の発達を主導する財閥の発達は日本の特異な経営組織として注目され、経営史の対象として取りあげられ

るのであった。米川伸一は世界財閥の比較史研究に取り組み、独自の経営史分野を切り開こうとした。

他方、終戦から高度経済成長への過程は近代化論として学問の研究対象となり始めた。とりわけ、大塚久雄はドイツのマックス・ウェーバーの「資本主義とプロテスタンティズム」の文献に依拠して、近代化と市民精神の内的関連を産業資本主義の理論的な研究課題とし、日本の近代化を経営史に内包しようとする。

以上のように、日本経営史は昭和三十五年頃から全国の大学に採用され、経営史学会の下に発達し、今日に至っている。

とするなら、本稿が経営史序説と設定するのは本来的な経営史の道から外れているのではないかと疑問を持つ人もいるだろうと考える。日本経営史を明治維新以降から現在迄に範囲を限定すると、日本資本主義の持つ特異性、とりわけ、日本資本主義の精神は伝統的宗教、とりわけ仏教、神道の中から生み出されるのである。したがって、産業資本の系譜はこの仏教、神道の中から資本主義精神を描出しなければならぬ。この問題に取り組んだのは明治の実業家渋沢栄一である。その前提となったのは徳川幕府時代の仏教、儒教である。

序—問題提起

徳川幕府が神社支配を初期に確立し、神仏習合に基づく政教一致に成功するや、その後の日本の歴史は明治時代以降の天皇制の宗教⇨神道と天皇の大元帥⇨国家権力との結合による政教一致の絶対王制を確立する。そして、令和の時代に入ると、安倍晋三元首相を暗殺した山上徹也容疑者の行動は母の献金によって家庭崩壊に導いた世界平和統一家庭連合（旧統一協会）への恨みに基づくのであった。この事件の背景は江戸幕府から続く日本型政教一

致の政治体質に内存するのである。そして、今日の自民党一極体制はこうした宗教(創価学会≡日蓮宗会)との共同政策によって築かれているのである。

このように、江戸時代から令和時代への約四百二十年余の日本の政治体制は政教一致によって発達するのである。

しかし、日本の歴史は一時、大東亜戦争の敗戦によって大きく転換する。戦勝国アメリカの統治下に置かれた日本は(一)基本的人権、(二)第九条の戦争放棄、そして(三)民主主義国家へ成長する奇跡を果たし、世界から注目されるのであった。

そして、この驚異的な高度経済成長と民主主義国家へ発達する原動力を学問的に解明することは経営史の新しい研究分野として提起されるのである。

経営史と経営史の分野で新しい学風がこの近代化を解明するために生誕する。一つは大塚史学であり、もう一つはA・チャンドラーのアメリカ経営史である。とりわけ、大塚久雄の「欧州経済史序説」は大塚史学の金字塔として位置づけられる。イギリスが封建制から資本主義への移行を早期に成し遂げたのは農村の織元による産業資本家としての発達に由るものであると実証的に裏つけたのである。もう一方のアメリカ経営史の分野ではアメリカのハーバード大学経営大学院の教授A・D・チャンドラーが経営者の経営戦略と経営組織の組合せによる企業成長(単一事業型企業から多角的事業部制への発展)を分析し、経営者資本主義論を体系化する。

さらに、大塚久雄の経済史とA・チャンドラーの経営史に共通する学説はマックス・ウェーバーの産業資本家の精神、とりわけプロテスタンティズムの倫理≡禁欲主義に基づく合理主義の精神であり、アメリカ資本主義を世界一の大国へ導く精神的合理主義の系譜である。マックス・ウェーバーはアメリカの知人を訪ねた

時に、アメリカ国民の中にプロテスタンティズムの精神を肌で感じたのである。

このように、戦後の日本資本主義の高度成長はマックス・ウェーバーに依拠しながら欧米資本主義と比較される観点から研究されるのである。しかし、昭和時代から平成、さらに令和へ移行するに伴い、自民党が創価学会と共同政策を進めると、日本は人口減少と低賃金とによって高度経済成長から低成長経済へ移行し、中国に追い越される停滞期に入るのである。このため、経営史はシュムペーターの革新的企業者論への研究に軸を移すことになる。

既に述べたように、経済が政治に導かれて発展する現実を直視するならば、江戸時代以降展開する政治と宗教との共同政策とその歴史的意義を解明することは今日的な課題となる。この日本的な政教一致の共同政治≡共同政策の役割を解明することは新しい経済史、また、現在の経営史に求められているのではないだろうか。したがって、この論文は、日本型政教一致の政治体制を明らかにし、政治と宗教との共同政策の歴史を徳川時代から導き出すことを課題とする。徳川幕府が宗教との共同政策によって二百六十年余の長期にわたって発達することを可能にされたのであり、その政教一致の仕組みを分析することは新しい経営史の対象となる。つまり、日本の歴史は徳川時代の政教一致を原型にして、明治以降今日の令和迄一貫した流れを続けているのである。この日本の原像が徳川時代の宗教と政治の共同政策によって作り出されたのであり、まさに、このことは今日の研究課題の一つとなりえるのではないだろうか。

一 徳川時代の寺社支配と共同政策

A I部の要旨

徳川幕府は士農工商の縦系列の身分制秩序を組織化して封建制

支配の武威を貫くと同時に、これら土農工商を国民概念の下に横断的に支配を確立することで統一政権としての長期支配の基盤を作るのである。こうした国民国家の統一政権を確立する契機となったのはキリシタン禁圧政策であり、ここに幕府と寺社との共同政策を全国の隅々（すみずみ）に実施し、土農工商を国民概念として統一的に纏めることを可能にされるのである。キリシタン禁圧政策への幕府の政治と民族的宗教の寺社とは共同政策の下で政教一致の構造を確立することになる。すなわち、徳川幕府はキリシタン禁止の政治目標を掲げ、その実施の行政機関として寺社の寺請制^ニ檀那制度を全国的に確立しようとする。ここに、寺社は幕府の行政機関として土農工商の寺請けによって全ての人々を国民として単一的に取扱ひ、キリシタンを非国民として位置づけ、まさに大東亜戦争中に於ける国民と非国民とに分けると同一の呼び方をする。明治維新以降敗戦までの政教一致政策は天皇制の伝統的宗教である神道と天皇の大元帥^ニ軍事の最高位との共同政策によって日清戦争、日露戦争、大正期の第一次世界大戦、そして、昭和前期の大東亜戦争を共同政策によって推進するのであり、まさに徳川幕府の仏教と政治の共同政策の延長線上に展開されているのであるが、日本の特異な歴史の一類型として位置づけられるのである。この神道と天皇制の共同政策は戦争で亡くなった臣民を靖国神社に祀るのである。

キリシタン禁止と平行して徳川幕府は寺社支配を強力に進め、共同政策への担い手として再編成しようとする。寺社の再編成は第一に本末寺社の縦組織を確立することである。第二に、幕府は戸籍係の行政機関として寺請けによってキリシタン禁制を実施し、在町における五人組の立会いの下で全国民の檀那寺を確立してキリシタンの発見と逮捕を担わせる。こうしたキリシタン教徒の見分けは寺社の檀那制度を確立する中で果され、キリシタンを非国民

民として処刑する。ここにキリシタン禁教は寺社の檀那制度を通して全ての人々を国民^ニ寺社の檀那と非国民^ニキリシタンとを区分し、国民国家の形成を育むのである。

キリシタン禁止は寺社の檀那制を確立すると同時に、幕府と寺社との共同政策は政教一致の神仏習合思想によって支えられ、国民思想^ニ神仏習合思想の形成を背景に展開されるのである。

キリシタン禁止はキリシタン信仰心に対立する神仏習合思想の信仰心で対応しようとする思想^ニ信仰の対立でもあった。そして、幕末期に於ける孝明天皇が水戸斉昭に攘夷令の勅命を発し、さらに、徳川家茂にも尊王攘夷を迫り、天皇と幕府との対立が深刻化するに致った原因の一つは徳川幕府の成り立ちにおけるキリシタン禁教に由来するのである。つまり、孝明天皇の心の内には神国である日本が西洋列強との貿易と居留地にキリシタン教徒の欧米人に占められて汚されることを屈辱と考へ、さらに、伝統的神道の衰退へ帰結する危機意識を深め、悩むのである。こうした孝明天皇の神道意識は王政復古への天皇親政を育む推進力となる。この点で、キリシタン禁制は孝明天皇の神道思想による王政復古への道を歩ませる原因になるのである。

以上のように、徳川幕府と寺社との共同政策は徳川幕府を特徴づける三位一体、つまり、(一)本末寺社の縦組織の形成、(二)檀那制度と寺請けの行政機関の担い手としての寺社制度の発達、(三)キリシタン禁制の共同政策として神仏習合制度を樹立し、政教一致体制を確立すること等によって全国的規模で展開され、国民国家として徳川幕府を二百六十年余りの長期政権に成長させるのである。それゆえ、徳川幕府は初期における三位一体の共同政策を確立するや、中期から末期にかけて寺社経営の維持・発展に力を注ぎ、共同政策の持続に全力を注ごうとする。

B II部の要旨

II部としての徳川幕府の寺社政策は寺社の経営を支え、共同政策を推進するためにも、金融・財政的支援に力を注ぐのである。この寺社経営への徳川幕府の金融・財政援助は私営に対して国営或いは国免としての財政・金融政策として行なわれる。

財政・金融政策の中心は国管の勸化である。国免としての勸化は、「勘定奉行の連印の勸化状持参」の形式を踏む。他方、中ノ堂一信は『中世勸進の研究』(法蔵館)の中で、中世の勸化が宗教的作善を目的とするものと位置づける。具体的には宗教的信仰心による寄進の性格を強調する勸化は「一粒半銭」「一木半銭」「同心合力」「法界平等利益」を目的とする。しかし、現実の勸化は宗教目的より強制税金として徴収する勸化の形態へ変化する。この場合、勸化は源頼朝の下文によって勸化を行なう。他方、京都御所も同様に勸化政策を進め、寺社経営への寄与を強める。とりわけ大勸進は国務として実施され、「朝廷助成型勸進」の形態を取る。すなわち、朝廷依存型の勸進は主要に関所料徴収、或いは船一艘当り拾文の船税の徴収を資金源とする勸化形態となる。

他方、公権力に依存する勸化とは別に、寺社の仏像、宝物の開帳による興行型勸進が唐招提寺の仏像開帳による新しい勸化形態として出現する。

中世において勸化は仏道に結縁せしめる善行として初期に展開したが、中期から後期にかけて説教による勸化から興行による勸化へと発達し、重源、聖法印そして聖寂等によって普及される。勸進が興行の形態として主に発達したのは江戸期に入ってからであり、猿楽勸進、田楽勸進そして相撲勸進も現われ、江戸時代の勸進を特徴づける。

しかし、徳川幕府はこうした民営方式の(一)開帳、(二)講集団、(三)芸能集団等の小規模な勸化と異なり、主に富興行に代表される大

規模な集金規模と十年に恒る長期の富興行の継続に代表されるように江戸・京都そして大阪にまたがる全国的規模の国免事業となる。だが、寺社経営への大規模な財政・金融資金の供給は主に勸化の十ヶ国、或いはそれ以上にまたがる広域的地域への奉加帳方式による寄付、集金へ発展し、漸次強制的税金の側面を強め、結果として予定の目標額に達せず、再勸化をせざるを得なくなり、大衆から見離される傾向を強める結果となる。ここに寺社経営への徳川幕府による金融・財政援助は破綻を余儀なくされ、大衆国民から遊離することとなり、徳川幕府と寺社の共同政策の行き詰まり、終焉を迎え、明治時代へ移行することとなる。

勸化の国免事業に較べてほとんど民営として営まれる祠堂金の貸付は国免事業の中では「その他」の中での資金の貸付として現われ、この貸付金を受ける寺社は代官、奉行に渡して公的資金として在町の土農工商に一〇パーセントの利子で貸付け、その利子収入で寺社の小修理に当てることを目的とされ、祠堂金の役割を果たすことから祠堂金の貸付を欠落させることに注意すべきである。

徳川幕府の寺社経営への資金融資方法は(一)勸化、(二)勸化+その他、(三)格別之訳、(四)作業方+その他、(五)「その他」そして(六)富興行の六種類である。さらに、寺社経営への資金供給は時代区分すれば、(一)万治二年(一六五九)〜寛保三年(一七四三)、(二)寛保四年(一七四三)〜宝暦九年(一七五八)、(三)宝暦九年(一七五八)〜天保七年(一七八七)、(四)天明八年(一七八八)〜天保七年(一八三六)等の四期に区分される。

幕府の寺社修理資金調達に徳川幕府の前期(成立)、中期(確立)そして後期(崩壊)の全時代を網羅しているので、寺社経営への資金供給の時代毎の傾向と特徴とを導き出すことが出来るものと考えられる。

以上のように、^{あらかじ}予めこれから掲げる資料、統計、図表への理

解を深めるための予備的であるが、その概説をここに説明する次第である。というのも、幕府と寺社との共同政策は徳川幕府の国家経営をマクロの視点から分析する経営史における初めての試みであるからである。

I部 徳川幕府と寺社との共同政策

1 キリシタン禁教令と徳川幕府の宗教政策

資料の解読を踏まえて徳川幕府の寺社政策を明らかにするのがI部の課題であるが、その際、検討課題となるのは次の三点となる。

第一点は本末寺院の垂直的関係を確立する徳川幕府の寺社政策である。

第二点目は寺社の寺請制¹檀那寺の地位を全国的に確立し、キリシタン禁教へ寺社を戸籍係に編成し、その行政機関として確立する点である。

第三点目は徳川幕府と寺社とのキリシタン禁教を推進する共同政策を実施するため神仏習合に基づく政教一致体制の成立を明らかにする点である。

これらの三点は徳川幕府の国民的基盤を確立し、キリシタン禁教を強力に進めるための必要不可欠な政策課題となる。

2 徳川幕府の寺社政策——本末寺院の確立

徳川幕府は寺社との共同政策を推進する前提として既にキリシタン禁教を宗教政策として本格的に取り組むこととなる。二代将軍秀忠は慶長十七年（一六一二）にキリシタン禁教令を布告する。慶長十八年（一六一三）の「邪宗門吟味之事、御条目宗門檀那請合之掟」を次のように定める。

慶長十八年丑年五月

邪宗門吟味之事

御条目宗門檀那請合之掟

(一) 一切支丹之法死を不^レ観火に入ても不^レ焼水に入ても不^レ溺身より血を出して死をなすを成佛と建る故天下之法度厳密也実^ニ邪宗なり依^レ之死を軽する者可^レ遂吟味事

(二) 一切支丹二元附ものハ關単国より毎月金七厘興へ切支丹になし神国を妨ぐる事邪法也此宗旨に元附ものハ釋迦之法を不^レ用故に檀那寺へ担那役を妨仏法の建立を嫌ふ依而可^レ遂吟味事

(三) 一頭檀那成共祖師忌佛忌盆彼岸先祖命日に絶て参詣不^レ仕者ハ判形を引宗旨役所^江断急度可^レ遂吟味事

(四) 一切支丹不^レ受不^レ施のもの先祖之年忌僧之弔を不^レ請当日ハ宗門寺へ一人通之志を述内証にて俗人打寄弔僧之来時は無興にて不^レ用依而^レ遂吟味事

(五) 一檀那役を不^レ勤然共我意にまかせ宗門請合之住持人を不^レ用宗門寺之用事身上相応に不^レ勤内心邪法を抱たる不^レ受不^レ施を建る可^レ相心得事

(六) 一不^レ受不^レ施之法何にても宗門寺より申事を不^レ受其宗門之祖師祖師本尊之寺用に不^レ施將亦他宗之者を不^レ受不^レ施是者邪宗門なり人間は天の恩を受けて地に施し佛の恩を受けて僧に施し是正法也依而可^レ遂吟味事

(七) 一切支丹背宗不^レ受不^レ施三宗共に一派なり彼尊む所の本尊は牛頭切死广頭祭利佛といふ故に十頭大うすと言天帝は切支丹本尊之名也我人此佛を奉^レ願鏡見れば佛面と見ゆ宗旨を転ずれば犬と見ゆ是邪法之鏡なり一度此鏡見るものは深く牛頭切支丹广頭を信し日本を魔国と成す然りと雖とも宗門吟味の神国故に一人通宗門寺へ元附今日人交に内心不^レ受不^レ施にて宗門寺へ不^レ出入

依而可遂吟味事

一親代々之宗門に元附八宗九宗之内何之宗旨紛無之共其子如何様なる勸ニより心底邪宗に組合やも不_レ知宗門寺より可遂吟味事

(十五卷) 一相果候時ハ一切宗門寺の差図を蒙り修業事天下の敵萬民の怨ハ切支丹不受不施背宗馬軋連之類を以て相果候節ハ寺社役者へ相断り檢者を受けて宗門寺の住僧弔可申事役所へ不相断弔申時ハ其僧之越度能々可遂吟味事

右十五ヶ条目天下之諸寺院宗門受合之面々此内一箇条も相欠候者越度被仰付能々可相守もの也 奉行

慶長十八癸丑年五月 日本諸寺院

このキリシタン禁教条例は「十五ヶ条」の寺社政策から成っているが、その内九ヶ条を掲げている。そして、徳川幕府は寺社政策の異宗教として(一)キリシタン、(二)日蓮宗の異端派、そして(三)背宗の三宗教を禁教として見做す。これら三教に共通する特徴点はいずれも不受不施の宗派である点に求められる。「不受不施」とはキリシタンの場合、「先祖之年忌僧之弔を請」けず(不受)、葬式の執行をする僧に謝金を施さないこと(不施)を言うのである。それゆえ、徳川幕府はこれら不受不施の三宗教を「邪教」と位置づける。この「邪教」と見做すのは仏教及び儒教思想の仁・忠・孝に反する人間としてであり、神国の日本に於いてまさに「邪宗門」の信者とされる。神国日本での「人間は天の恩を受けて地に施し佛の恩を受けて僧に施し」をすることを「正法」とするからである。神国の正法はこうした不受不施の宗派を「邪宗門」と位置づけ、伝統的宗派「七宗」に所属し、寺社に檀家として所属する、つまり、戸籍を置くことを「国民」としての義務と課する。

このように、近世仏教は国内に於いて伝統的宗派七宗に所属す

檀那制度を寺社に帰属させ、国民的民族宗教へ発展することで「神国」の宗教として発達する。ここに徳川幕府の宗教政策がキリシタン禁教を全国的規模で徹底的に推進し、と同時に、徳川幕府の国民的基盤を確立することになるのである。それゆえ、徳川幕府は寺社の檀家制度を全国隅々(すみずみ)にまで確立することを寺社政策の目的とする。

3 徳川幕府と寺社との共同政策

さらに、秀忠は、幕府の寺社政策に言及し、伝統的七宗門に檀那制度を採用させ、キリシタンの不受不施に対して「釋迦之法」を採用することを命じる。宗門寺は檀那に先祖供用、葬式、命日への参詣を要請し、人間としての宗門寺への帰属を義務づける。かくて、伝統的七宗派の「差図を受ける」ことになる檀那寺は寺請制によってキリシタン信者の摘発を五人組と共に全国規模で実施することとなる。

このように、徳川幕府は二代将軍秀忠の時にキリシタン禁教の全国的実施を通して、その行政機構として七宗派の本末寺を総動員して実施する。寺社政策は在町に蜘蛛の網の如く七宗派の本末寺を配置し、キリシタン宗教の全国的禁止を実施する。徳川幕府のキリシタン禁教を具体的に担うのは行政機関として編入される本末寺の垂直的組織である。その本末寺の末端単位である檀家制度は在町の五人組と共に家一軒毎に虱(しらみ)つぶしに調べるのに大きな役割を果たす。

4 寺社の檀家制度と寺請制の手形

『藤沢市史』第一卷(資料編)では寛永拾貳年(一六三五)十月に作製された寺請制の実施とその形式について次のように記録する。

①七二 此度きり志たん宗御改ニ付旦那坊主証文指上

三太郎 助

拙僧代々菩提之
禪宗右我々代々菩提之
旦那ニ紛無御座候、若此者共ニ付候而宗旨之出入御座候者、何時
成共拙僧出可申分候、為後日仍如件、

寛永拾貳年亥拾月十五日

相州東郡大庭

宗賢院禪宗

〔藤沢市史〕第1巻、785頁

神奈川県「藤沢市史」の寺社資料に依れば、寺請制は寺院による檀家＝檀那の在任証明書つまり、戸籍簿であり、「我々代々菩提寺之旦那ニ紛無御座候」と証明し、さらに宗派の「宗旨」を信仰する檀家＝檀那である保証人として「宗旨」を証明するのである。檀那寺は檀那とその家族の宗旨を保証する行政機関として徳川幕府の統治機構の末端に位置づけられている。万治貳年（一六五九）の寺請け制度は次のように家族、構成員をも含む大規模な宗教調査①～⑧つまり、家族の戸籍簿調査となっている。

①八一 指上申手形之事

- 一、跡々々吉利支丹御法度之儀、度々被仰付候得共弥今度御改被仰付候、百姓召遣候男女迄も其主人より改申候様ニと被仰付、其通分々ニ迄改可申候、猶以百姓中間之儀其五人組切ニ改うさんニ存候、宗旨之者御座候ハ、ひそかに可申上候、名主無油断吟味仕可申候事、
- 一、村中五人組吟味仕、其上旦那寺之手形を取銘々ニ指上申候事、
- 一、百姓召遣候男女年季ニ而抱申候ものも御座候、老年切ニ抱申候も御座候、其主人が国在所旦那寺宗旨承届吟味仕可申候、請

人もなく国在所忘れ不申候者置申間敷候、若不吟味にて以来共

吉利支丹出申候ハ、其主人共ニ同罪可被仰付候、あやしく見へ申候者御座候者、即刻可申上候、若隠置脇方訴人御座候者、名主五人組共ニ曲事ニ可被仰付候、為其手形指上申候、仍如件、
万治貳年寅八月

（一六五九）

相州ハ鳥村

成瀬五左衛門様

五人組
〔前掲書、793頁〕

この万治元年（一六五九）の①寺請け手形はキリシタン禁令に對しての寺請け手形の発行の初期形態である。寺請手形の初期形態は檀那寺の宗旨証明の性格を特色としている。

次の②と③は檀那寺の寺請け手形の典型的形態である。特に②のキリシタン禁令は隠れキリシタン、転びキリシタンを見付け、訴える訴人に対して「御ほうひ」として大金の懸賞金を与えることを次のように「売札申上候」と告げる。

②一九九 吉利支丹宗御改ニ付以売札申上候事

- 一、何之村を連と申者ハ、右之者共我等一宗ノほたいの旦那ニ而御座候事実正也若きり志たん宗旨ニ而候とわき方訴人御座候者、愚僧罷出可申分候、年月日
- 度々被仰付候きり志多ん御改之事
- 一、はて連の訴人 銀子貳百枚
- 一、いるまんの訴人 同 百枚
- 一、きり志多んの訴人 同五拾枚又ハ

何連宗ノ寺

冊枚訴人ニよる遍し

右訴人致候者縦同宗門たりと云共、宗旨をころひ申出ニおみてハ、其科を御赦免被成御ほうひ可被下由、今度被仰付候間、郷中百姓中間男女下人又ハ前々罷有候行人山伏非人等ニ至まで堅せんさく仕候へ共、右之宗旨無御座候、若隠置候を他所訴人御座候者、郷中名主百姓不殘御法度可被仰付候、為其五人組以連判如此申上候、為後日仍如件

年月日

羽鳥村

た連

名主

御代官様

〔解説〕年月は記していないが、キリシタン改めの初期恐らくは寛永十五年(一六三八)ごろのものであらう。

③二〇〇 吉利支丹御改ニ付以一札申上候事

羽鳥村

一、右之者共我等一宗ノほたいの旦那ニ而御座候事実正也、若きり志たん宗旨ニ而候とわきか訴人御座候者愚僧

罷出可申分候

寛永拾五年寅ノ十月十六日

藤沢ちようかうぢ

佐右衛門
新左衛門

義左衛門

長右衛門

朝兵へ

惣左衛門④

成瀬五左衛門様

助九郎

しかし、初期の寺請け手形はより発展を遂げ、また厳格な宗旨改めを行ない、村役人、特に名主を檀那寺の住職と共に連帯責任者と位置づけ、さらに五人組をも調査に加えて村落共同体の総動員連帯責任制の下で次のように(4)・(5)実施する。

④二〇一 指上申手形之事

一、吉利支丹宗門之儀、此以前堅御法度被仰付候得共、弥御代替ニ付て御穿鑿被仰付候、我等郷中五人組を以為中間せんさく仕、下々迄も銘々改候へと被仰付則改申候、あや敷儀御座候者急度可申上候、若あや敷ものを其分ニ而隠置申候か、見のがし聞のかし申候と、わきか已来共聞之申候者、当人之儀者不及申其五人組共ニ急度御法度ニ可被仰付候、将又今度御制札之表吉利支丹宗門の事累年雖為御制禁、御代替ニ付弥以無断絶急度可相改之旨所被仰出也、自然不審成もの有之ハ可申出之、此以前ハ伴天連之訴人に銀式百枚いるまんに同百枚雖被下之、自今以後ハ伴天連に同三百枚いるまんに貳百枚同宿其外宗旨之族ハ、或五十枚或三十拾枚為御褒美可被下之、若かくし置從他所阿らるるにおみてハ、其五人組迄可行曲事者也、

承応三年十一月

右きり志たん宗門毎年御法度被仰付候所弥堅改候様ニと今度被仰付御制札所々ニ罷立候へとも相背申間敷ため、如此手形指上申候、我等共手前ニも此引かへ書留置御制札之旨奉相守候、為其連判を以指上申候、仍如ニ而御座候、于今相違無御座候、一、中原町之三右衛門女房大松寺旦那ニて御座候、三右衛門ハ何宗ニ而御座候、大松寺旦那ニてハ無御座候、右之三右衛門浄土宗旨ニ而大松寺旦那ニ紛無御座候、吉利支丹御改ニ付、旦那寺之手形御取被遺候由吟味仕、如斯手形指上申候、仍如件、

⑤万治^(二六五)三年亥八月

中原浄土宗旨

大松寺

御代官所

改相違無御座候

名主

たれ

此ことく老人前銘々一

通宛寺証文五人組手形

ニ指添御取可有候

〔解説〕いわゆる寺請手形である。中原の大松寺が、それぞれの人物につき、自寺の旦那たることを証明している。

④は第一に村落共同体の仲間を全て改めて検査を厳格に実施している点を強調し、第二にキリシタンの訴人に対する懸賞金（御褒美）の大幅な増額を提示するのである。つまり、「自今以後ハ伴天連に銀三百枚（百枚の増）、いるまんニ式百枚 同宿其外宗旨之族（キリシタン）ハ、或五十枚或三十枚」への増額となる。

⑤は中原町の三右衛門夫婦の宗門手形であり、浄土宗大松寺の檀（旦那）那である宗旨手形の形態である。ここでの寺請手形が夫婦であっても一人一枚つつ発行され、それだけ寺請け手形の厳格な改め、つまり戸籍簿を表示するものとなっている点に注目すべきである。

次の⑥は寛文五年（一六六五）二月に提出された宗賢院の寺請手形であり、村落共同体を構成する二十四檀那（旦那）とその家族と金用院弟子共の寺請手形を代官成瀬五左衛門へ提出したものである。

また⑦は同じ総世寺末寺宗賢院の寺請手形が羽鳥村名主八郎右衛門から代官成瀬五左衛門へ提出されたもので、家族（夫婦・子

供）の代々寺の旦那に相違ないことを証明している。この⑥の資料価値として注目すべき点は「御法度之吉利支丹并不受不施二而ハ無御座候」の内容であり、キリシタン禁令の中に邪宗門への改めも含まれている点である。それゆえ、キリシタン禁令は⑤、⑥に見られるように、キリスト教徒への改め、その僉議は本末寺の垂直的組織の末端に迄及び、国民の一人一人を対象にするほどの徹底ぶりである。⑤、⑥の総世寺末寺宗賢院の寺請手形は徳川幕府の小農（一町歩）の家族構成を表し、夫婦と子供を単位とする単数家族制の発展を示し、中世の下人を含む複数大家族制から脱皮し、近世における単数家族制への移行を示している（⑥の資料）。

⑥と⑦の資料は次の寺請手形である。

⑥八三 手形之事

一、羽鳥村成瀬五左衛門殿御代官所ニ宗賢院旦那分

八郎右衛門妻子共、清兵衛妻子共、平右衛門妻子共、佐兵衛妻子

共、権七郎妻子共、与五兵衛妻子共、二郎右衛門妻子共、惣兵衛

妻子共、太郎右衛門妻子共、九郎右衛門妻子共、十二郎妻子共、

藤右衛門妻子共、二郎左衛門妻子共、利右衛門妻子共、二郎兵衛

妻子共、安右衛門妻子共、藤五郎妻子共、三左衛門妻子共、権左

衛門妻子共、庄左衛門妻子共、七郎左衛門妻子共、市左衛門妻子

共、善九郎妻子共、市郎右衛門妻子共、金用院弟子共

右之人數代々禪宗にて宗賢院ニ紛無御座候、若御法度ノ宗門と

申者御座候ハ、拙僧罷出何時成共申分可仕候、為後日仍如件

寛文五年巳二月十二日

大庭之内城村

宗賢院

羽鳥村

泉嘗^④

名主八郎右衛門殿

⑦八四 指上申旦那請手形之事

一、羽鳥村次郎兵衛同妻子共代々禪宗宗賢院旦那而御座候、右之通次郎兵衛儀代々禪宗ニ紛無御座候、御法度之吉利支丹并不受不施ニ而ハ無御座候、若御僉義之宗旨と申候もの御座候ハ、何方迄も拙僧罷出申分可仕候、為後日仍如件、

寛文九年西四月

相州小田原

総世寺末寺

相州大庭村

禪宗

宗賢院

成瀬五左衛門殿

羽鳥村

名主 八郎右衛門

右之通少も相違無御座候、

キリシタン禁令が農村共同体の全員を改めることについては次の資料⑧によって窺われる。

⑧二〇二 指上申手形之事

一、きり志たん宗門之儀累年御法度被仰付候へ共、所々よ里阿らハ連罷出候ニ付此度又々御法度被仰付候、町方在々の所々共ニ名主組頭五人共ニ致中間与随分穿鑿仕候、町方在々村々者不及申ニ召遣候者共迄堅穿鑿可仕候、若わきくにもあやしきものと及見申候者ひそかに御注進可申上候、見逃シ聞のかし申候而わきよ里訴人御座候ハ、本人之義ハ不及申ニ五人組名主組頭迄何様之御法度ニ被仰付候共、少も御恨ニ存間敷候、被仰渡候御法度之趣委細承届ケ申候、為後日名主五人組手形連判を以指上申候、仍如件、

寛文元年七月日

〔藤沢市史〕第一卷 九二二頁

キリシタン禁令の検査とその改めにおいて見逃しや他からの告発があった場合、「本人之義ハ不及申ニ五人組名主組頭迄何様之御法度ニ被仰候共、少も御恨ニ存間敷候」と告げる。

在所の末端に迄、さらに家族の一人一人への改めとその検査は国民国家の成立、発展において不可欠な戸籍係の行政機構の発展を示し、と同時に、徳川幕府と寺社の共同政策によって初めて果されることを示すのである。この徳川幕府と寺社との共同政策はキリシタン禁令の全国的展開を徹底的に実施されるのである。また、徳川幕府と寺社の共同政策は政教一致によって鉄の如く強靱化され、精神的思想的共同体意識を育むこととなる。

5 神仏習合と政教一致体制の成立

寺社の寺請け制がキリシタン禁令を全国の末端の在町にまで実施されるに至ったのは、寺社の行政機関(戸籍係)としての役割によって果されるのである。したがって、寺社が徳川幕府の末端行政機構としての役割を果すためには、幕府の支配精神と同じ思想・精神を共有することを不可欠とされる。幕府と寺社との有機的構成は政教一致体制によって果される。

キリシタン禁令を共同政策として推進することは政教一致体制の成立によって初めて可能にされるのである。徳川幕府と寺社の共同政策はキリシタン禁令の実施の中で培われる政教一致体制の象徴として発動される。したがって、徳川幕府はキリシタン禁令を効果的に推進するために、政教一致体制の構築を慶長十八年(二六一三)の「伴天連追放文」の中で次のように明らかにする。

慶長十八年丑年十二月

伴天連追放文

……神興レ佛其名異而其趣一者恰如レ合符節一上古緇糸各蒙神助一航二大洋一而遠入二震旦一求二佛家之法一求二仁道之教一孜孜屹々而内外之典籍負将来後来之末学師々相承的々傳受佛法之昌盛超二越於異朝一豈是非二佛法東漸平爲吉利支丹之徒党適來二日本一畜渡二商船一而通二資財一叨欲下弘二邪法一惑二正宗一以改上二域中之政一是大禍之萌也不レ可レ不レ制矣日本者神国仏国而尊レ神敬レ佛専仁義之道一匡二善惡之法一有二過犯之輩一隨二其輕重一行二墨劓刑宮大辟之五刑一……全二其身一乃是敬神也早斤二彼邪法一彌昌二吾正法一世既雖レ及二澆季一益二神道佛法紹隆之善正一也一天四海宜二承知一莫敢違失一矣
將軍秀忠様之御印也日本國中諸人可レ存二此旨一之御事也

〔徳川禁令考〕第五帙122頁

伴天連追放令は神風の日本に於いて神仏習合の力によって邪宗門たるキリシタンの追放とその壊滅を果せるのであり、政教一致体制の發達を要請する。つまり伴天連追放は「益二神道佛法紹隆之善政一也」と結論づける。こうした伴天連追放の為、神国である日本の神は遠く「震旦」へ航海し、仏とその經典を伴って帰国する。というのも、仏の教えは「仁道之教」を基本とするからである。他方神の教えは陰陽道に基づく「聖靈」「之教」えである。他方、伴天連の教えは日本へ航海する商船に資財を積み、その商取引を通して邪法を弘め、日本国を滅ぼそうとする大禍の災いをもたらすものと見做す。こうした伴天連の征服と信仰に対して、日本の対応は神仏習合の政教一致体制による「善政」で迎え討つ宗教戦争と位置づける。したがって、伴天連に対して「日本者神国佛国而尊レ神敬レ佛専二仁義之道一」の信仰心で対応することが神仏習合と政教一致体制の成立する背景となり、ここに、伴天連

に対する幕府と寺社の共同政策が確立され、徳川幕府の強靱な政治構造を特色づけることとなる。

何故徳川幕府はその二百六十年余りの歴史の中で、このような伴天連に対して全国をあげて宗教戦争に近い非常時体制で対応しようとするのかという問題を考えると、国際的な先進国による植民地支配の問題が背景として浮かびあがる。というのも、十五世紀から十六世紀にかけて世界史上の大航海時代が開始され、ヨーロッパ諸国、とりわけスペイン、オランダ、ポルトガル、イギリス、ロシア、ドイツ等がアフリカ、南アメリカ、ユーラシア大陸、とりわけ、樺太、アラスカ、カムチャッカ、極東、東南アジアへ進出し、次々と占領地を植民地化する商業革命で富裕国を競う第一次植民地時代に入りつつあった。とりわけ、スペインはコロンの南アフリカ、とくにペルーのインカ帝国、さらにメキシコの諸地域を占領し、金銀鉱山とその莫大な金銀をヨーロッパの母国へもたらす。これら占領されたペルー、メキシコ、或いはアフリカ諸国は植民地へ編入されるのである。大航海時代において黄金の国とマルコ・ポーロによって呼ばれる日本もヨーロッパ諸国の植民地化への可能性を色濃くしている。というのも、日本は黄金の国と見做され、ヨーロッパの先進国は日本との貿易を希望し、キリシタンをも送り込む勢いを強めつつあった。とりわけ、スペイン、ポルトガル、オランダ、イギリス等は日本への貿易を巡って対立を深めていた。この第一次植民地戦争とスペイン帝国の繁栄は徳川家康、秀忠親子の恐怖を大きくするのである。後述するように、幕末から明治維新にかけて、東南アジアは第二次航海時代の植民地戦争期を迎え、特にロシアの東方政策によるアラスカ、カムチャッカ、アムール川流域、樺太、北海道への航海が大規模化し、これに対抗する形でイギリス、フランス、アメリカ、オランダ、ドイツ等が中近東及び東南アジアを中心に植民地化を進め、

とりわけ中国、日本への進出を計り、第二次植民地戦争を展開する。この第二次植民地戦争はイギリスによるインド支配とロシア、イギリス、フランスの中国への植民地支配を育んだ。他方、欧米諸国の日本への進出は徳川幕府を危機に陥れ、孝明天皇と徳川家定との対抗の中から明治維新へ移行する契機となる。この第二次植民地戦争の時代において、徳川幕府の崩壊を導いたのは尊王攘夷論(水戸斉昭)と開国(井伊直弼)論の対立に基因する。しかし、徳川幕府の初期に直面したキリシタン禁令は世界史の大航海時代、さらに商業革命に背を向け、小農を中心にする純粹封建制を維持し続け、世界の後進国へ没落する原因となる。とはいえ、徳川幕府の成立期の第一次植民地戦争(十六世紀)と崩壊期の第二次植民地戦争(十九世紀)とは内的に繋がっているのはキリシタン禁教への一貫した対策であり、この長期に亘る宗教政策はまさに日本の歴史の特異性となる。

このように、外の伴天連と内の神仏習合との宗教戦争は徳川幕府に鎖国への道を選択させ、また、神仏習合に基づく政教一致体制への強靱化を余儀なくして、世界の発達から孤立化し、脆弱性を深める原因となる。かくて、徳川幕府は対外的な鎖国化と対内的に内向きの政教一致体制の強化を図ろうとする。二百六十年の長期政権を続けることになるとは出来たのは、外的に中国清朝への隠れ蓑によってかろうじて発展し続けたことと、内的には政教一致体制による国民的政権としての強靱性によるのである。

6 伝統的七大宗派の宗法と幕府の寺社法

徳川幕府は寺社との共同政策を進め、寺社を行政機構の末端に編成し、国民国家として統一政権を確立する点で近世の新しい時代を築くのである。近世仏教は徳川幕府のキリシタン禁令を共同政策として推進し、幕府への戸籍係としての行政機構に編入され、

と同時に寺請け制によって国民的宗教として確立するのである。

したがって、徳川幕府は寺社政策として第一に本末寺院の垂直的組織を確立し、上下関係の有機的構成を確立することを重点政策とする。寺社政策の第二点目は本末寺の上下格差を修業年数、学歴格差、身分的上下関係、住職・紫衣関係の上下等を確立し、本寺から末寺への支配・命令系統を法的に保証し、秩序づけようとする。そして、第三の幕府の寺社政策は社数の増加を抑制するため、新寺社の新設を禁止、或いは抑制するため新旧寺院の年数制限を加える政策を進める。

(1)徳川幕府の寺社政策は伝統的七大宗派の中で日蓮宗の異端派である不受不施派のように「自讃毀他」のような論争と宗派の衰退になるような争いを自制すべきと寛文三年(一六六三)の「覚」で次のように命じる。

一一七三 寛文三卯年十一月

覚

御当家被下浄土宗御条目之内、自讃毀他是為法衰之因諍論之縁、堅可制止事と御書出之通、此度日蓮宗之前被 仰出之間、向後可相守其趣、若於違背輩は、可被行罪科旨二候之条、令承知之、末流等急度可申渡者也

(「徳川禁令考」第五帙)

さらに、寛文五年(一六六五)の「定」は(一)で神社の掟、(二)で寺社の定め、そして(三)で僧侶の衣と住職、及び寺の旦那の権限について次のように定めている。

一一七四 寛文五巳年七月

(一)

定

- 一 諸社之禰宜、神主等専学神祇道、所其敬之神體彌可存知之、有来神事祭禮可勤之、向後於令怠慢は、可取放神職事、
 - 一 社家位階、従前々以傳、奏、遂昇進輩は、彌可為其通事、
 - 一 無位之社人可着白張、其外之装束は以吉田之許状可着之事
 - 一 神社小破之時ハ、相応常々可加修理事、
- 寛文五年七月十一日

(二)

定

- 一 諸宗法式不可相乱
 - 一 不レ存二宗法式一之僧侶、不可為寺院住持事、
 - 付、立新義、不可說奇怪之法事
 - 一本末之規式不可乱之、縦雖為本寺、対末寺不可有理不盡之沙汰事
 - 一 檀越之輩雖為何寺、可任其心、從僧侶方不可相争事、
 - 一 結徒党、企鬪諍、不似合事業不可仕事
 - 一 背国法輩到来之節、於有其届、無異儀可返事、
 - 一 寺院仏閣修覆之時、不可及美麗事、
 - 一 寺領一切不可売買之、并不可入于質物事、
 - 一 無由緒者雖有弟子之望、猥不可令出家、若無抛子細有之は、其所之領主、代官之相斷、可任其意事、
 - 右条々、諸宗共可堅守之、此外先判之条数彌不可相背之、若於違犯ハ、隨科之輕重可沙汰之、猶戴下知状者也、
- 寛文五年七月十一日

(三)

条々

一 僧侶之衣体应其分際可着之、并佛事作善之儀式檀那雖望之、相応

輕可仕事、

- 一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀は、為其檀那計之条、従本寺遂相談、可任其意候事、
 - 一 以金銀不可致後住之契約事、
 - 一 一借在家、構佛檀、不可求利用事、
 - 一 他人ハ勿論、親類之好雖有之、寺院坊舎女人不可拘置之、但有来妻帯は可為各別事、
 - 右条々、可相守之、
- 寛文五年七月十一日

一 寺社法の対象となる宗教は伝統的七宗を対象とするのであり、それぞれ宗派の宗法で本末寺の秩序の確立を第一の要件とするので伝統的宗法の厳格な維持を求め、「新義」或いは「奇怪之法事」を禁止する。その上で、二条は「本末之規式不乱之」ことを求める。さらに本寺は末寺に対して「不盡之沙汰」をすることを禁止する。第三条は檀那が寺の為に尽すことに対し、僧侶の間で「争うべきでない」ことを論ずるのである。三条は本末寺間で結社して争うことを戒めている。第五条は重要な条項であり、国法に背く者は直ちに役所に届け、或いは連絡と報告を義務づける。第六条は寺社の修理を「軽く」或いは規模を「縮少」すべきであると求める。第七条は寺社の土地を売買したり、質入れすることを禁止する。

要するに、寺社は伝統の定めを守り続け、幕府の寺社政策に従い、さらに檀那の配慮を優先し、また、末寺の住職の任命については本寺と檀那に任すべきであると定めるのである。幕府の寺社政策はこれら伝統的宗法の定めとその現状維持に重点を置き、新しい寺社の設立と造営の禁止令を次のように定める。

7 旧地での寺社の造営と規制

徳川幕府は寺社数の現状維持を寺社政策の柱の一つに位置づけ、新地での寺社造営の禁止と十八年経る旧地には造営を許可することを元禄五年(一六九二)七月に次のように命じる。

一一八三 元禄五申年七月

覚

只今迄有来新地之寺院は御赦免之、向後古跡同意ニ被仰付、自今以後、新地之寺院堅御停止之旨被 仰出候、

(「徳川禁令考」第五帙611p)

同じ年の十一月には新地から古跡に昇格した所に伝統的七大宗派寺院に対し「都合百四十六ヶ寺」の新設造営を次のように許可し、幕府の寺社政策を実施した。

徳川禁令考 第五帙

元禄五年十一月

新地を古跡ニ被付覚

天台宗

二ヶ寺

真言宗

四ヶ寺

禅宗

四十九ヶ寺

十五ヶ寺

五山派

浄土宗

三十ヶ寺

五ヶ寺

大徳寺派

一向宗

廿ヶ寺

廿八ヶ寺

曹洞宗
二十八ヶ寺

日蓮宗

三十八ヶ寺

内 七ヶ寺 西
十三ヶ寺 東

都合百四十六ヶ寺

右有来候新地之寺院今度古跡被仰付候 向後新地取立候儀御停止候

間可得其意候旨寺社奉行中江老中牧野備後守列座申渡之

(「徳川禁令考」第五帙37頁)

伝統的七大宗派が旧地になった土地に新寺社を造営することは許可されたが、その造営寺社類の順位を見ると次のようになる。

(1) 真言宗 四十九ヶ寺

(1) 禅宗 四十九ヶ寺

(2) 曹洞宗 三十八ヶ寺

(3) 浄土宗 三十ヶ寺

(4) 一向宗 廿ヶ寺

(4) 日蓮宗 廿ヶ寺

(5) 天台宗 二ヶ寺

8 伝統的七大宗派の本末寺間序列と宗法

徳川幕府は寺社政策として本寺と末寺との伝統的序列と優位にある本寺の定め、本寺の規則、学頭、別当の指示、命令、修業方、年数、宗法に従うことを法律で命じる。伝統的七大宗派の本末寺序列とその宗法について次に検討する。

(一) 慶長十八年(一六一二)の関東天台宗の法度

関東天台宗は第一条で本末寺間の上下序列について「諸末寺不_レ可_レ有_レ背_二本寺之命_一事」と宗法で固く戒めて、次のように定める。

慶長十八年丑年八月廿八日

関東天台宗法度

一 諸末寺不_レ可_レ有_レ背_二本寺之命_一事

一 不_レ遂_二関東本寺衆議_一而從_二山門_一直不_レ可_レ受_二証文_一事

一山之学頭別当^一并衆徒有^二下任^三雅意^一一族上者於^二本寺^一速可^レ遂^二裁許^一事

〔徳川禁令考〕第五帙65—66頁

徳川幕府の寺社政策は本末寺間序列への秩序ある伝統的編成を持續する際、同時に、人的序列の編成をも伝統的世襲制の継続を原理原則とする。すなわち、二条は本寺の学頭、別当として末寺の住職、衆徒間の身分的な意義申立に対して「本寺の裁許」を優先することを定めて、本末寺間の身分的序列の上下関係を規定している。

徳川幕府は本末寺間の紛争、掟書、身分、裁許について本寺の決定、定めを優先する寺社政策を(A)享保七年(一七二二)と(B)寛保元年(一七四一)に次々と命じ、本末寺間の上下編成の秩序化と身分的序列化を次のように定める。

(A)一一九二 享保七寅年九月

此度諸宗本山より諸寺院へ掟書指出候、依之自今法事之節ハ勿論、常々饗応等軽く可取計候間、俗家において鹿末之仕方と被存間敷候、惣て法事を始、其外寺院に懸合候儀は、本寺之掟を被承合候て可然候、為心得相達候以上、

(B)一一二三 寛保元酉年十一月

諸宗之寺院本末論、或録役座階法系住番世牌等其外法義ニ掛り候公事訴訟ハ、其録所、触頭、本寺等にて逐一吟味、依怙最負無之、可令裁断事^二候

〔徳川禁令考〕第五帙66—622頁

伝統的七宗派は徳川幕府の成立を契機にして、近世仏教政策として伝統的本末寺編成を維持し、持続化する方針を固め、徳川幕

府の寺社政策の行政機関としての組織として機能させるべく、徳川幕府から寺社経営への財政・金融的援助を受けて、経営基盤の確立に全力を注ごうとする。それゆえ、次に、伝統的七大宗派の本末寺間の垂直的編成と上下序列について宗法を取りあげるが、その順序は、(1)関東浄土宗、(2)浄土宗、(3)真言宗、(4)禪宗、そして(5)永平寺の順となる。

(1)慶長二酉年九月

関東浄土宗法度

一從^二前々一本末以^三当位之意趣^一不^レ可^レ背^二本寺一事^一
一諸檀所之学徒歸^二当院^一以後於^二他門他法^一者可^レ被^レ処^二嚴科^一
之旨入寺之時一紙可^レ被^二申付^一候

(2)元和元卯年七月

浄土宗諸法度

一末々之諸寺家者從^二其本寺^一可^レ致^二仕置^一 若有^二理不尽沙汰^一者可^レ為^二本寺私曲一事

(3)元和元卯年七月

真言宗諸法度醍醐寺^江被下之

一諸末寺可^レ守^二本寺之法度^一 若有^二法流不^レ絶儀^一者不^レ求^二他流^一可^レ亂^二自門濫触^一自由之企於^レ有^レ之者可^レ改^一易寺領一事
一新儀之僧積^二廿ヶ年學問功^一遂^二住山三ヶ年^一其後歸国法談可^レ為^二一會^一但数年住山之人不^レ有^二教道器量之誉^一者任^二能化之許^一可^レ令^二常々法談執行一事

(4)禪宗

慶長十七子年五月廿八日

曹洞宗法度

- 一不_レ在_二三十年修業成就之僧_一不_レ可_レ立_三法幢_一事
- 一不_レ遂_二二十年修行_一者不_レ可_レ致_二江湖頭_一事
- 一寺中追放之悪比丘於_二諸山_一不_レ可_レ有_二許容_一事
- 一致_二江湖頭_一之儀不_レ經_二五年_一并修行未熟之僧不_レ可_レ転衣_一事
- 一諸末寺不_レ可_レ違_二背本寺之法度_一事

元和元年七月

(5)永平寺諸法度

- 一開山忌越前一国之諸末寺不_レ殘可_二出仕_一
- 一日本曹洞下之末流如_二先規_一守_二当寺之家訓_一事

これら伝統的七大宗派はほゞ慶長二年(一五九七)から寛保元年(一七四三)にかけて本末寺の序列編成と身分的上下関係を確立し、徳川幕府のキリシタン禁令の行政的末端機構として確立している。とりわけ、キリシタン禁令での改めは末寺の寺請手形の発行によって在町の隅々に於て実施され、全国的調査を可能とされるのである。

徳川幕府の全国的なキリシタン禁令が末寺の寺請け制によって全国的に実施されたのは伝統的七大宗派の全国的発展を背景にするのであり、今や寺社は大名の地域支配と重なり合うように全国的組織として発達することで、一方で幕府との共同政策を担い、他方で政教一致体制の発達で幕府の宗教・政治体制を担う強靱な宗教集団として機能する。こうした伝統的七大宗派の発展は末寺の全国的な配置によって可能にされるのであり、その点で末寺への支配を確立しようとする本寺の宗教的且つ政治的な意図は宗教の発展の上から不可欠な要請となる。

(1)関東浄土宗の宗法は末寺に対して本寺に「背く」べからずと

定め、さらに、学僧の他宗門での修学を「嚴科」の対象として禁止する。本寺は僧修業を義務づけ、僧侶の育成及び住職の末寺への派遣を本寺の定めと位置づけている。

(2)浄土宗の宗法は末寺の本寺への従属を定め、その上で、末寺に「私曲」を押しつけることを本寺に対して戒めている。

(3)真言宗の定めは二条から成り、一条目は末寺は本寺の宗法に背かず、法流を絶やさぬように本寺で修業を務めるべきであると規定する。第二条は本寺での二十年間の学問修業を積み、末寺の三ヶ年の住職を務める定めである。

(4)曹洞宗法度は一条で本寺での「三十年修業」を義務づける。二条は修業が二十年の場合、その僧侶は「江湖頭」に就任できない定めである。そして、三条は末寺が本寺の法度に違反行為することを禁じる本寺優位の条項である。

(5)元和元年(一六一五)の永平寺諸法度は古い宗法で、二条から成っている。第一条は本寺の開山忌には末寺全ての参加を義務づけ、本末寺間の組織的・身分的上下関係の規律を定め、次の二条では、末寺の本寺宗法の定めを厳守することを求める内容である。

以上のように、本末寺間秩序と上下関係が本寺の宗法で定められていることを明らかにしてきたが、問題となるのは伝統的七大宗派の寺院経営の安定と健全性である。この寺社経営を安定させるために徳川幕府は農耕地、山林及び町内地等の土地を与え(「寄付」)る朱印状を発行する寺社政策を確立しようとする。

II部 徳川幕府の寺社政策——国免助成策

1 国免助成策——朱印状による神領・寺領の下付

徳川幕府はキリシタン禁令を寺社との共同政策で本末寺の全国

内組織を通して全国的規模で実施し、檀那寺の寺請制で国民一人一人まで改めるのに全力を注ぐ。このキシタン禁令は徳川幕府の成り立ちから崩壊期迄の二百六十年余りに実施され、効果をあげるのである。こうした徳川幕府と寺社との共同政策は、同時に神仏習合に基づく政教一致体制を確立し、徳川幕府の政治基盤の確立に寄与する。かくて、徳川幕府の強靱化に寄与することに対して、徳川幕府は代りに寺社経営の安定と発展に寄与すべく財政・金融の資金援助と資金調達を通して寺社経営の安定に務める。この寺社経営の安定と発達を促進するため、徳川幕府の寺社政策は(A)寺社の小修理への援助と、(B)大破・焼失・造営の大修理への援助との二つに分けて対応しようとする。したがって、最初に(一)の小破の修理に対する幕府の援助・支援を取り上げる。

徳川幕府は(一)神社と(二)寺とに分けて、朱印状とその土地下付を行なう。この朱印状の土地は寺社の小破に対応してその修理料金を見込で多めの土地を下付する。最初に(一)神社から次に取り上げる。

(一)寛文五年(一六六五)の「諸社禰宣神主法度」の四条で「神社小破之時其相応常々可レ加ニ修理ニ事」と定める。そして三条は「神領一切不レ可ニ売買ニ事」と朱印状に基づく「神領」の売買、質入れを禁令とする。また、一条は禰宣、神主の学問修業を義務づけている。学問、勤務への怠慢は「可レ取ニ放神職ニ」と、解雇を含め次のように定めている。

寛文五年七月

諸社禰宣神主法度

定

一 諸社之禰宣神主等専学ニ神祇道ニ所ニ其敬一之神体禰可ニ存知一之
有来神事祭禮可レ勤レ之向後於レ令ニ怠慢一者可レ取ニ放神職ニ事

一 無位之社人可レ着ニ白張一其外之装束者以ニ吉田之許状一可レ着レ之

一 神領一切不レ可ニ売買ニ事

附不レ可レ入ニ干質物ニ事

一 神社小破之時其相応常々可レ加ニ修理ニ事

右之条々可ニ堅守レ之若違犯之輩於レ有レ之者隨ニ科之輕重一可ニ沙汰一者也

〔徳川禁令考〕第四帙10頁

同じ寛文五年の「寺社所領朱印」は伊勢神宮を含めて十二通の朱印状を出している。このうち伊勢神宮の土地下付について次のように定める。

(一)大神宮領伊勢國多氣郡齋宮郷中村上野村竹川村四箇村三千四百石
度會郡有全村百四拾石都合三千五百四拾石事任元和三年九月七日
先判之旨兩宮全收納永不可有相違之状如件

寛文五年七月十一日

御朱印

〔徳川禁令考〕第四帙12頁

(一)十二通の内の一通がこの伊勢神宮(内宮と外宮)への朱印状で伊勢国のうち合計三千五百四拾石を元和三年(一六一七)に伊勢神宮への領地(神領)として下付し、小破への修理料を含むものである。この伊勢神宮の他に、神社は(二)鹿嶋大明神社、(三)熱田大宮、(四)加茂社・春日社、(五)鹿嶋三嶋住吉社の計五神社で、次の朱印状下付となっている。

(二)鹿嶋大明神社領常陸國鹿嶋郡之内所々散有都合貳千石事并社中

面々居屋敷諸役等免除任慶長七年十月廿六日之目錄元和三年三月廿五日寛永十三年十一月九日

先判之旨永不可有相違者可抽國家安全之愼祈者也仍如件
御朱印

(三)熱田大宮司領尾張國愛智郡野並郷七百拾七石事^并山林竹木等免除任寛永五年七月廿七日同十三年十一月九日爾先判之旨進止永不可有相違者也仍如件

寛文五年七月十一日
御朱印

(四)甲斐國賀茂春日兩社領山梨郡加茂村之内三拾石五斗餘事^并社中竹木諸役等免除任天正十一年四月十九日寛永十九年九月十七日兩先判之旨永不可有相違者也

寛文五年七月十一日
御朱印

(五)鹿嶋三嶋住吉社領相摸國愛甲郡林郷之内壹石五斗任天正十九年十一月日元和三年十一月十三日寛永十三年十一月九日先判之旨永不可有相違者也

寛文五年七月十一日
御朱印

〔徳川禁令考〕第五帙152—153

これら神領となる朱印状により下附される土地(石数)の大小を見てみると次のようになる。

- (一)伊勢神宮―三千五百四拾石
- (二)鹿嶋大明神社―貳千石

(三)熱田大宮社―七百拾七石

(四)甲斐國賀茂社・春日社―三拾石五斗
(五)鹿嶋三嶋住吉社―壹石五斗

これら五社の神領の中には山林を含まない故、小規模な神領となっている。山林は何万、何千坪に及んでいるが、神領の土地は年貢の米穀を中心にするもので寺社経営に不可欠なものである。次に寺社について下付される土地^并寺領の大小を以下見てみると次のようになる。

2 寺の小破に対する幕府の朱印状の下付
これは次の七通となる。

(六)比叡山延曆寺領近江國滋賀郡之内所々都合五千石事任慶長十三年七月十七日同八月八日寛永十三年十一月九日先判^并目錄之旨永不可有相違者可抽國家安泰之愼祈之状如件

寛文五年七月十一日
右大臣正二位源朝臣 御書判

(七)当院領山城國愛宕郡所々散在都合七百三石貳斗餘^{内五百石方丈領貳百三石貳斗餘後者方}事^并寺中門前守護使不入山林竹木諸役等免除任慶長八年十月六日元和三年七月廿一日寛永十三年十一月九日先判之旨永不可有相違之状如件

寛文五年七月十一日 御朱印
知 恩 院

(八)金剛峯寺領紀伊國伊都那賀兩郡之内七千五百石者衆徒中可支配之^并青巖寺領貳千石内千石可爲領學領都合九千五百石事任元和三年九月十一日寛永十年四月十八日兩先判之旨永不可有相違者也仍

如件

寛文五年七月十一日

高野山
衆徒中

(九)当寺領下總國郡葛飾郡市川郷國府臺村百廿八石五斗餘并寺中門前
境内山林六万七千七百七拾五坪事内貳拾石者所載于天正十九年十
一月日寛永十年四月十八日兩先判之舊領也其外者境内之替地充行
之訖金取納永不可有相違者佛法興隆無怠慢可勤任者也仍如件

寛文五年七月十一日 御朱印

總寧寺

(十)相摸國高座郡岩瀬之内五拾石之事任天正十九年十一月日元和三年
三月廿七日寛永十三年十一月九日先判之旨大長寺全取納永不可有
相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

(土)山城國愛宕郡從五條三條迄之間五斗事任元和元年七月廿七日寛永
十三年十一月九日兩先判之旨大恩寺全取納永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

(山)山城國久世郡平川村百九十八石五斗乙訓郡圓明寺村之内百拾五石
清水村之内三拾石紀伊部吉祥院村之内四拾三石六斗餘都合三百八
拾七石餘并數等之事元和三年九月七日先判之旨にまかせ永相違あ
るへがらさるの状如件

筆者 飯高七兵衛

寛文五年九月廿一日 御朱印

寶鏡寺の御かたへ

〔徳川禁考令〕第五帙154—155

寺領の分類は神領と同じように土地の大小を次のように定めて
ゐる。

(六)比叡山延曆寺—五千石

(七)知恩院—七百三十石貳斗

(八)金剛峯寺—九千五百石

(九)總寧寺—百廿八石・山林六万七千七百七十五坪

(十)大長寺—五拾石

(土)大恩寺—五斗

(山)實鏡寺—三百八拾七石

(吉)吉祥院—三百八拾七石

以上寺社の朱印状十三通の神領、寺領を見て見ると、土地規模
の大小格差が大きく、大小の順を比較すると次のようになる。

1 金剛峯寺—九千五百石

2 比叡山延曆寺—五千石

3 伊勢神宮—三千五百四十石

4 鹿嶋大明神社—貳千石

5 熱田大宮社—七百拾七石

6 知恩院—七百三十石

7 實鏡寺—三百八拾七石

8 總寧寺—百廿八石

9 大長寺—五拾石

10 甲斐國賀茂社・春日社—三拾石五斗

11 鹿嶋三嶋住吉社—壹石五斗

12 大恩寺—五斗

朱印状十二通に記載される神領と寺領とを比較すると、神領よりも寺領の方が朱印状の土地の大規模さを誇っている。神領の伊勢神宮が三千五百石に対し、金剛峯寺は九千五百石、次の比叡山延暦寺は五千石と伊勢神宮の三千五百石を大きく上廻っている。このことから徳川幕府は寺に重点を置く寺社政策に全力を注いでいると見做すことが出来る。

徳川幕府は寺社の大破、焼失そして造営等の大規模な災害、大火及び地震、台風等による損害の場合に、国免としての修理、造営、再建の助成として大規模な①勸化、②勸化+その他、③格別之訳、④作業普請、⑤「その他」(下附金、貸付金)そして⑥富興行等による寺社再建助成策を実施する。

これらの大規模な国免の助成策は徳川幕府の①確立期(万治二年(一六五九)～寛保三年(一七四三))、②過渡期前半(寛保四年(一七四三)～宝暦九年(一七五八))、③過渡期後半(宝暦七年(一七五七)～天明七年(一七八七))そして、④崩壊期(天明八年(一七八八)～天保七年(一八三六))と三期に分類することができる。本稿での分析対象時期は第一期の確立期と第四期の崩壊期とを比較し、その時代の特徴、とりわけ寺社の大規模助成資金調達方法を類型化し、資料分析と図表とを組合わせて実証分析する。

3 確立期の寺社修理資本調達方法と資料分析

A-1 図表-1 「万治二年～寛保三年寺社修理資本調達方法一覧表」の分析

次頁の図表-1は万治二年～寛保三年における寺社修理資金調達方法の一覧表である。国免許可の寺社修理件数は合計二十七件(番号1～27)である。この二十七件の寺社は大破修復の資金を国免許可助成方法(①の勸化から⑥の富興行)によって調達するケースを一覧表にしている。この一覧表の合計の所では二十六件

の資本調達の集計がなされる。この結果、①勸化は十五件(五十八%)②勸化+その他は三件(一一%)、③「格別之訳」と④「作業普請+その他」は共に零、⑤「その他」は四件(一五%)、そして⑥「富興行」は四件(一五%)等の内訳となる。この結果、確立期における寺社の大規模な大破に対する修理資金調達方法は一位が①勸化の五八パーセント、二位は⑤「その他」と⑥の「富興行」(それぞれ一五パーセント)であり、そして三位は「勸化+その他」の一パーセントである。

A-2 確立期の寺社修理資本調達方法の類型とその資料分析

図表-1は最後の項目において合計している。資本調達方法の区分は①勸化から⑥富興行まで6項目に分類される。したがって、資料はこの区分類型①～⑥毎に集計されている。資料内容は複雑である。幕府への申請が一度は否定され、その後復活(③特別之訳)されている場合も見出される。⑤の「その他」は貸付金、下附金、借付金、利子による修理資金の方法を定め、祠堂金貸付に代るものとして機能するように位置づけられている。他方、中小寺社では祠堂金貸付による利子(一割)収入で寺社経営の安定とその維持費用にしている。

A-3 確立期資本調達方法の類型

資料は『御触書寛保集成』から集計されたものである。

①勸化の資料16件の分析
勸化の寺社は次の16件である。

- 1京 興福寺
- 2河州 譽田八幡宮
- 3摂州 天王寺

図表-1 万治二年1659～寛保三年(1743) 寺社修理資金調達方法一覽表

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之罪	④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
1	享保七年 1722	一一九一	熊野三山権理社	紀州	大破	勘定奉行		勸化+寄附之品 +人馬之御朱印					2
2	享保十年 1725	一一九三	南都興福寺	京	焼失		○	勸化+寄附品				○富突	1
3	享保十五年 1730	一一九四	出雲国 仁和寺	出雲国 京	造営			勸化+寄附品				○富突	2
4	享保十五年 1730	一一九八	仁和寺	京	修復		(助力)	○勸化+寄附品				○富突	6
5	享保十七年 1732	一一九九	幡田八幡社	河州	修營			○勸化+修復料				○富突	2
6	享保十七年 1732	一一〇〇	天王寺	河州	修復		○					○富突	1
7	享保十七年 1732	一一〇二	六孫王社	京	修復		(助力)					○富突	2
8	享保十七年 1732	一一〇四	南都興福寺	京	造立							○富突	6
9	享保十八年 1733	一一〇五	仁和寺	京								○富突	6
10	享保十八年 1733	一一〇六	三嶋大明神社	豆州	小破	勘定奉行							5
11	享保二十年 1735	一一〇七	仙波御宮	仙波	修復							○富	5
12	享保二十年 1735	一一〇八	南都興福寺	京									6
13	元文三年 1738	一一〇九	幡田八幡宮	河州	破損		○				金貳百兩渡條、實を 置、在々其利之事 以、小破之籍可之事		5
14	元文四年 1739	一一一一	羅漢寺	江戸本所	修復						米五百石被下、当 冬結制一夏相勤		1
15	元文五年 1740	一一一二	幡田八幡宮	河州	破損		○						1
16	寛保二年 1742	一一一四	天王寺	河州	修復		○						1
17	寛保二年 1742	(一)一一一六	日御崎社	河州	大破		○						1
18		(二)	三嶋明神社	豆州	大破		○						1
19		(三)	護持院	江戸大塚	大破		○						1
20		(一)一一一七	西大寺金剛院	南部	再興		○						1
21		(二)	壺井権現八幡社	河州	修復		○						1
22		(三)	一宮神社	河州	修復		○						1
23		一一一八	清龍寺	遠州	大破	勘定奉行	○				金百兩被下寺社修 復料金之内より可被 相渡候		5
24	寛保三年 1743	一一二〇	南宮神社	濃州	大破		○						1
25		一一二二	三輪明神社	大和国	大破		○						1
26		一一二三	法輪寺	畿畿	大破		○						1
27		一一二四	清水寺	京	大破		○						1
合計 27					27	計	15	4	—	—	4	4	不明 0

- 4 河州 譽田八幡宮
- 5 河州 譽田八幡宮
- 6 撰州 天王寺
- 7 雲州 日御崎社
- 8 豆州 三嶋明神社
- 9 江戸 護持院
- 10 京 西大寺 金剛院
- 11 河州 壺井権現社・八幡社
- 12 遠州 一宮明神社
- 13 濃州 南宮神社
- 14 京 東福寺
- 15 大和国 三輪明神社
- 16-1 嵯峨 法輪寺
- 16-2 京 清水寺

中小寺社の私的勸化に対して国免勸化の許可を得るのは主要に門跡、由緒ある寺社そして伝統的七大宗派の本末社等に限定されている。本末社の役僧、修業僧そして世話役等が地域の信者、旦那及び信仰者に「寺社奉行之連印之勸化状持参」の形式を踏まえ、熊野三山の例に見られるように十年連続して巡歴を重ね、或いは十ヶ国、二十ヶ国を勸化遍歴をする。高令の役僧は途中で病に冒されて中止を余儀なくされたり、或いは地方の代官に勸化の中止を命じられ、さらに、勸化への人気の無い場合、思っている以上に寄付金、鳥目、信物等を集められないことも生じる。こうした不運な、そして信心の薄い地域、人々に会ったり、少ない寄進しかない場合に、寺社は再勸化の願いを勘定奉行、町奉行、地方奉行等に願い出る。

本来、寺社の修理、造営は寺社の旦那衆に資金を割当てその寄

進で行なわれる私的勸化や奉加帳への寄進、或いは分担金を集めることで行われる。また、祠堂金貸付のように広域村落、町に高利の一〇パーセント(一割)の利子収入で小修理をするか、さらに、前述した朱印状で下付された農地の年貢収入を当てるか、同様の朱印状での広大な山林からの木材を利用して修理をするか、の選択となる。

しかし、大規模な寺社の大破、焼失、台風、地震及び津波はこうした小規模な、且つ私的な中小寺社における旦那の経済力の及ばない場合となる。

これらの事情に加え、徳川幕府はキリシタン禁教から寺社の共同政策を余儀なくされ、この共同政策を強力に推進するためにも、寺社経営の健全さと繁栄とを不可避の条件にするのである。まさに、キリシタン禁令の行政政策としての本末寺の寺請制は不受不施の異端派対策にとつても不可欠な寺社政策となる。

寺社の旦那制を苦境に陥し入れることは幕府の国民国家論からも避けなければならぬ事態である。

① 勸化の資料16件

1 ①一九三 享保十巳年九月

南都興福寺焼失之伽藍造立ニ付諸國勸化之事、一乘院御門跡、大乗院御門跡より 公儀え被相願候付て、今度勸化之儀被 仰出之、從 公儀も御寄附之品有之候、依之諸大名并御旗本之面々且寺社町方、其外御料私領國々在々所々えも、興福寺伽藍造立勸化之儀、彼寺之僧来春より巡行いたし、可相進候間、被存其趣、志之輩は寄進之儀可有之候、勿論志無之者ニは、押てすゝめ候之儀、堅く無用ニ候、猶勸化之状ニ書載之候以上、

九月

2 ①一一九九 享保十五年十月

河州譽田八幡宮修營付て、江戸五幾内勸化之事、今度社僧共相願候通被 仰出之、公儀よりも御寄附之品有之候、依之江戸は諸大名御旗本之面々并諸家中寺社町方、五幾内は在々所々御料私領共勸化之儀、来春より社僧共巡行可相勸候間、志之輩ハ寄進可有之候、勿論志無之者ニは、押て勸候儀、堅無用に候、猶勸化之状ニ書載候條、可被存其趣候以上、

十月

右之通、可被相觸候、

3 ①一二〇〇 享保十五年十二月

覺

一 撰州天王寺修補付て、諸國勸化之事、今度社僧共相願候通被仰出之、公儀よりも御寄附之品有之候、依之諸大名并御旗本之面々且寺社町方、其外御料私領國々在々所々えも勸化之儀、社僧共来春より巡行いたし、可相勸候間、被存其趣、志之輩は寄進之儀可有之候、勿論志無之者ニは、押て勸候儀、堅無用ニ候、猶勸化之状ニ書載之候事、

一 社僧共諸國巡行之節、在々所々にて人馬滯無之様ニ、御料は御代官、私領は領主并地頭より可被申付候事、一 諸國巡行勸化いたし候中、所により不勝手之場所は、其所之奉行所御代官、領主并地頭え取集之儀相願、勸化物は於江戸請取候様致度旨相願候之條、右之通に可被心得候事、

以上

十二月

右之通、可被相觸候、

4 ①一二〇九 元文三年二月

河州譽田八幡宮先年享保十五年 公儀よりも御寄附之品有之、其上江戸五幾内勸化被 仰付處に、勸化物集り兼、未正遷宮不相調付、今度願之通、諸國勸化 御免被成候條、信仰之輩ハ物の多少によらず 其分限ニ應し、今年迄ニ寄進すへき旨被 仰出候、今度ハ諸國巡行不致候間、御料ハ御代官、私領は地頭并社領之者も近邊之御代官、地頭取集、江戸ハ南本所御船藏前、大坂ハ豊後町勸化所迄可差越候、尤先達て相觸候通、志無之者ニは、押て勸候儀、堅可爲無用候、右之通、可被相觸候、

二月

5 ①一二二二 元文五年六月

河州譽田八幡宮就破損、享保十五年 公儀よりも御寄附之品有之、其上江戸五幾内勸化被 仰付候處、勸化物不足にて正遷宮不相濟候付、去々午年願之通、諸國勸化、御免被成、午年より去未年迄に寄進すへき旨被 仰出、段々寄附も有之候處、諸國共過半勸化物集り兼、今以正遷宮不相調候、依之相殘候國々、信仰之輩は物の多少によらず、其分限に應し、今年中寄進いたすへき候、相殘候國々御料私領并社領共に、去午年之通相心得、当地諸國町方は其所之奉行所又は御代官所え、向寄次第取集、江戸ハ南本所御船藏前、大坂ハ豊後町勸化所迄可差越候、尤先達て相觸候通、志無之者には、押て勸候儀、堅可爲無用候、

六月

右之通、可被相觸候、

6 ①一二二四 寛保二戊年三月

申渡

一 撰州天王寺修補二付、勸化之事、去ル戊年中申渡置候處、諸國巡

行二付、御当地町方勸化当年迄及延引候、依之今度奉加帳ニて可相勸候間、先達て申渡置候通、寄進可有之候、勿論志無之者ニは、押て勸候儀無用候、

大塚
護持院権僧正

三月

7 ①一二一六 寛保二戊年五月

(一)

雲州日御崎

三位 檢校

10 ①一二二七 寛保二戊年五月

(一)

南部西大寺

金剛院

出雲國 因幡國 伯耆國
播磨國 備前國 安藝國
石見國

山城國 大和國 河内國

和泉國 摂津國

右、日御崎社及大破候付、修復爲助力、勸化 御免、寺社奉行連印之勸化状持參、来亥年より丑年迄、御料私領寺社領在町可致巡行間、志之輩ハ物之多少ニよらず、可致寄進旨、御料は御代官、私領ハ領主、地頭より可申渡候、

① (一)

豆州三嶋明神主

矢田部 伊織

(一)

河州壺井八幡兩社務

多田隠岐病氣代

多田如研

伊豆國 駿河國 甲斐國
相摸國 武藏國 上野國
下野國

8 右三嶋明神社及大破候付、修復爲助力、勸化 御免、寺社奉行連印之勸化状持參、当戌年より子年迄、御料私領寺社領在町可致巡行間、志之輩は物之多少ニよらず、可致寄進旨、御料ハ御代官、私領ハ領主、地頭より可申渡候、

① (一)

11 ① 山城國 大和國 河内國
和泉國 摂津國

右、河州壺井權現八幡兩社修復爲助力、勸化 御免、寺社奉行連印之勸化状持參、去酉八月より来亥十二月迄糶粉守施し、御料私領寺社領在町共、可致巡行間、志之輩は物之多少ニよらず、可致寄

進旨、御料ハ御代官、私領ハ領主、地頭より可申渡候、
(三)

遠江國 駿河國 三河國
信濃國

遠州一宮神主
鈴木彈正

同州天宮神主
中村左京

12 ① 遠江國 駿河國 三河國

右、遠州一宮明神社、同州天宮明神社修復爲助力、勸化 御免、
寺社奉行連印之勸化状持參、去酉十月より当戌十二月迄、御料私
領寺社領在町可致巡行間、志之輩ハ物の多少ニよらず、可致寄進
旨、御料は御代官、私領ハ領主より可申渡候、

13 ① 一二二〇 寛保三亥年三月

(一)

濃州南宮神主
惣代

美濃國 近江國 伊勢國 尾張國 加賀國 越前國 飛騨國

右、南宮神社及大破候付、修復爲助力、勸化 御免、寺社奉行連
印之勸化状持參、当亥年より丑年迄、御料私領寺社領在町巡行

可致候間、志之輩は物之多少によらず、可致寄進旨、御料は御
代官、私領ハ領主、地頭より可申渡候、
(二)

京都 東福寺

14 右、東福寺伽藍及大破候付、修復爲助力、山城一國勸化 御免、

寺社奉行連印之勸化状持參、当亥六月より同十二月迄、御料私
領寺社領在町可致巡行候間、志之輩ハ物の多少ニよらず、可致寄進
旨、御料ハ御代官、私領ハ領主、地頭より可被申渡候、
三月

三月

15 ① 一二二二 寛保三亥年八月

大和國三輪明神
神主代

高宮民部

山城 近江 河内 摂津 和泉 伊勢

右、三輪社及大破候二付、修復爲助力、勸化 御免、寺社奉行連
印之勸化状持參、来子年より寅年迄、御料私領寺社領在町可致
巡行候間、志之輩ハ物の多少によらず、可致寄進旨、御料は御代
官、私領ハ領主、地頭より可被申渡候、
右之通、可被相觸候、

八月

16-1 ①一二二三 寛保三亥年八月

嵯峨法輪寺堂舎大破ニ付、今度任先規例、諸國勸化之 綸旨被下置之、從 公儀も御銀被下候、其上爲勸化、諸國巡行すへき筈之處、失脚多相掛り、年月を經候ては、却て修造之爲ニ不相成、難義之事ニ付、於江戸屋敷々相廻り申度旨相願候、依之願之通被 仰出候間、可被存其趣候、

一当表屋敷之分えは、法輪寺役僧相廻、勸化之儀可申達候、其外頭支配有之分えハ、其頭支配え相廻り、組中支配之面々并其家来迄えも勸化帳相廻候様ニ仕度旨、法輪寺申候間、寄進之儀可有之候、委細ハ勸化之状ニ書載有之事、

一勸化物之事、来子年中迄ニ法輪寺請取候様仕度旨可申事、一万石以下之面々、知行所えは向寄御代官より勸化帳差廻、奉加も御代官中より取立候筈ニ候事、

一勸化物之儀、京都ハ法輪寺自坊、当地ハ深川永代寺地中勸化所ニて請取可申事、

右之趣、向々え相達候様ニ可被致候、
八月

16-2 ①一二三四 寛保三亥年九月

京清水寺
成 就 院

山城
大和
河内
和泉
摂津

右、清水寺伽藍修復爲助力、勸化 御免、寺社奉行連印之勸化状持參、来子正月より来ル寅十二月迄、御料私領寺社領町在可致巡行候間、志之輩は物の多少ニよらず、可致寄進旨、御料ハ御代官、私領ハ領主、地頭より可申渡候、
右之通、可被相觸候、

この確立期段階での寺社の資本調達方法で観化の16件に次ぐ4件で第二位になるのが「国免富興行」である。次頁に図表1-2が示される。

この確立期の国免助成型資本調達方法の特徴づけている第二の点は国免勸化に次いで多い富興行四件の重要性である。

勸化の変形として発達する富興行は大部分私的な小規模な展開を遂げていた。国免富興行の大規模な発達は熊野三山によって切り開かれ、漸次全国へ展開する。こうした私的な小規模な私的富突と国免富興行とは次の図表1-2に要約される。

②富興行の資料4件

- 1 京 仁和寺―享保十五年
- 2 奈良 興福寺―享保十七年
- 3 京 仁和寺―享保十八年
- 4 奈良 興福寺―享保二十年

⑥二一九八 享保十五戌年四月

申 渡

1 仁和寺御門跡御屋形向御修復爲助力、御当地於護國寺三ヶ年之間、正五九月昆沙門天富突之儀、御願之處、相濟、来月廿三日より始候間、町中右之趣可相心得候、此旨各方より町々不洩様ニ可申達候以上、

図表-2 万治二年～寛保三年 富興行の成立期

番号	発行年	寺社名	国地方	私立と国免(*)
第一期 (12件)	1 寛文十一年 1671	願成寺	美濃	
	2 元禄四年 1691	出雲大社	出雲国	
	3 十三年 1700	谷中感応寺	江戸	
	4 宝永二年 1705	横島八幡	備中国	
	5	真鍋嶋成願寺	備中国	
	6 享保十二年 1727	興福寺	大和国	
	7 十五年 1730	国免 仁和寺	京*	
	8 十六年 1731	興福寺	奈良*	
	9	谷中感応寺	江戸	
	10 十七年 1732	興福寺	奈良*	
	11 十八年 1733	毘沙門天	江戸	
	12	仁和寺	京*	
第二期 (20件)	十九年 1734	谷中感応寺	江戸	国免(一一〇八)

四月

⑥ 二〇四 享保十七子年六月

申渡

2 一南都興福寺伽藍造立爲助力、淺草觀音地中ニおゐて、十ヶ年之間、三月七月十一月毘沙門天富突被 仰付度旨、一乘院御門跡、大乘院御門跡御願之通相濟、其段申渡、来月廿四日より始り申候、町中若胡亂にも可存候間、寄々申聞候様ニとの御事ニ候、右之趣可相心得候、此旨各方より町々不洩様可被申達候以上、六月

⑥ 二〇五 享保十八丑年三月

申渡

仁和寺
御門跡

3 右富突、只今迄於護國寺正五九月廿三日致興行候得共、当年五月より申年正月迄、深川永代寺境内にて只今之通致興行候、三月

⑥ 二〇八 享保二十卯年七月

申渡

4 一南都興福寺富来ル廿四日致興行候、依之御当地町中え相賦り候富札、町々家主店借り裏店迄、志有之者え行渡候様ニ致度旨、興福寺役人相願候、七月

図表-2及び資料②の4件より国免富興行は主に仁和寺と興福寺の二寺社でそれぞれ各年で実施され、「毘沙門天突」と呼ばれている。しかも三ヶ年、或いは十ヶ年の長期で一年一度づつの開催であり、いずれも江戸に於いても実施されている。

③ 「勸化+その他」の3件資料

勸化+その他は①の勸化に準じるものであり、本来勸化に含まれるべきものである。とすれば、この時期の寺社の資本調達方法は①勸化16件とこの③の3件とを合計すれば、十九件となり、国免の合計二十六件のうち七三パーセントとなる。国免勸化の割合が大規模修繕への資本調達の大部分を占めることになるが、どうしてこのように高い割合を占めるのであろうか。しかも、徳川幕

府は八代吉宗の時代であり、確立期に相当する中で、勸化の大きな役割は何を意味するのであろうか。

次に問題となるのは熊野三山の特権的扱いである。こうした熊野三山の扱いは横綱級の待遇の中で進められる。特別扱いの最大の根拠は御三家の筆頭である紀州藩による最大の後見役の支援に依るのであり、全国への手配に要約される。(一)熊野三山から江戸への勸化は「人馬え御朱印」によって人足、駅宿泊、荷物馬への無料の使用を特権的に認められている。(二)江戸の諸大名への紀州藩による幹施で奉加帳への寄進により集金されるのである。(三)勸化への寄進は紀州藩によつて集金される奉加帳と寄進分を蔵屋敷で渡す手配を次のようにする。つまり、「紀井殿蔵屋敷家来迄差越候様仕度」と。

熊野三山の勸化は(1)「公儀よりも御寄附之品有之候」にプラスの国免勸化となるゆえ、(2)の単純勸化に較べプラスの寄附分を加えることで(2)の勸化+その他へ属すこととなる。

出雲国大社の勸化は造営費用の調達を勸化に求め、江戸での大名、旗本、在町の信者への巡行旅行となる。

京六孫王社も出雲国大社と同様に神社の国免勸化であり、主に「清和源氏之万石以上之輩」への寄附による助力を願うのである。資料三件の内容は次の通りである。

② 一一九一 享保七寅年四月

(一)

万石以上^(二)え渡

覺

熊野三山権現社大破ニ付、今度 公儀よりも御寄附之品有之候、其上爲勸化、人馬之 御朱印被下置、諸國可巡行筈之處、御朱印致頂戴巡行候ハ、其所々にても費有之、且三山之輩も經年

月、旁及難儀候付、於江戸屋敷々相廻り申度旨内存相願候、依之願之通、被仰出候間、可被存其趣候、

一 右三山之輩当地諸大名之屋敷々え相廻り、寄進之儀可申候、其上家中之面々町在寺社等ニ至まで、勸化之儀直々其屋敷々にて申達、勸化帳差置、江戸屋敷中并領内え被差廻候様致度旨可相頼候間、無滞様ニ可被申付候、尤信向之輩は寄進之儀可有之候、勿論志無之者に、押てす、め候儀堅く無用候、委細は勸化之状ニ書載有之事、

一 右勸化物之事、江戸にて奉加有之分は、当寅四月より同八月迄之内「ニ」、三山之輩相廻り、請取候様仕度由可申事、

一 領内にて取集候分は、江戸并京、大坂之屋敷々え、当寅十月朔日より来卯三月晦日迄之内、右奉加請取ニ相廻り可申候條、其砌渡候様仕度旨可申事、

一 上方向寄にて京、大坂ニ屋敷無之面々は、彼地ニ有之紀伊殿藏屋敷家来迄差越候様仕度旨可申事、

右之通、可被相心得候、猶又被承合度儀も候ハ、松平對馬守、駒木根肥後守、兩人之内え可被聞合候以上、

四月

② 一一九四 享保十巳年十二月

出雲国大社造營ニ付て、諸國勸化之事、今度社家之者共相願候通被 仰出之、公儀よりも御寄附之品有之候、依之諸大名并御旗本之面々且寺社町方、其外御料私領國々在々所々えも勸化之儀、社家之者共来春より巡行いたし、可相勸候間、被存其趣、志之輩は寄進之儀可有之候、勿論志無之者ニは、押てす、め候儀、堅無用ニ候、猶勸化之状ニ書載之候以上、

十二月

② 一一〇二 享保十七子年五月

京六孫王社之儀、公儀より御修復被 仰付、御修復料をも被下たる事候、右社之儀、元祿^①年中御建立被 仰出、新規同然之社故、且家之助力曾て無之ニ付、相續候様有之度、此度清和源氏之万石以上之輩え、遍照心院南谷勸化相願候管ニ候條、助力有之様可被致候、万石以下も可相廻候間、志次第助力可有之候、右之通、寄々可被達候以上、

五月

④ 「その他」 4件の資料

この「その他」の資本調達方法は、これまで述べたような国免勸化、国免富興行、国役普請と比べ異質な資本調達方法と云えるものである。というのも、どちらかと言えば、寺社の祠堂金貸付に類似する資金調達方法である。その典型として一一〇六の豆州三嶋大明神社への修復資金調達方法に見いだされる。しかも、国免として行なわれるところにこの資金調達方法の特異性を見ることができる。幕府は三嶋大明神社小破修復の四百四拾両を「寺社御修復除金之内」から「借附」られる国庫資金^②国免借附金となる。一度この国家資金を受取った神主は、次に豆州代官齊藤喜六郎へ渡す。代官がこの国家資金四百四拾両を恐らく一割（一一〇パーセント）の高利で在町に貸付け、一年の利金（四拾四両）を小修理費用として交附し、三嶋大明社の経営を支える仕組みとなる。国免借金の利金は幕府↓代官↓三嶋大明神社の小破修理資金の循環を毎年繰り返して融資されるのである。

次の仙波御宮の修復資金調達も三嶋大明神社と同じ祠堂金貸付による利金で修復費用に廻して神社経営の健全性を維持させようとするケースである。即ち、「今度金貳百両相渡候間、領分之貸置、年々其利金を以小破之繕可被到候」と。

しかし、江戸本所羅漢寺は前二者と相違する特殊なケースと言える。というのも、羅漢寺は「寺領檀家も無之」故、「八州勸化」への願いを無理と考え、その代り、「御米五百俵被下置」ることで寺社の経営困難を打解する資金として運用することを命じる。

なお、四件目の清瀧寺のケースは最も厳しい資金調達方法である。つまり、清瀧寺が「三ヶ国勸化を行うのは無理であるので、幕府は「寺社修復料金之内より可被相渡候」と国免の財政資金を交附（金百両）するが、以後自力で（^③御佛供料之内を以、年々のけ置）修復することを命じる。

以上のように「その他」の資金調達方法は幕府の財政・金融の中から資金を提供し、修復資金調達する国免の特異なケースであり、これまでのケースと相違する国の丸抱えの資金調達方法と云える。

「その他」のケースはまさに直接の国家介入による修復資金調達方法として位置づけられる。以下その資料を揚げ検討材料とする。

⑤ 一一〇六 享保十八丑年七月

豆州三嶋大明神
神主

三嶋大明神社小破修復のため、金三百兩拜借被 仰付候、右拜借金三百兩豆州御代官齋藤喜六郎え相渡候間、有来殘金百四拾兩餘も喜六郎請取之、都合四百四拾兩余之金子在方え借附候管ニ候、右壹ヶ年之利金にて其年之修復相濟候様ニいたし、利金より修復高多き分は、翌年え差延可申候、尤利金にて其年之^④修復入用餘り候は、元金え相加、借附候様ニ可仕旨、御勘定奉行より喜六郎え申渡候間、神主え被申渡右之趣、神主且喜六郎より請取^⑤取置可申候、

但、右拝借金三百兩は寺社御修復除金之内にて、拝借被 仰付候、委細御勘定奉行可被談候、

七月

⑤二二〇七 享保二十卯年三月

御勘定奉行え

仙波 御宮御修復之儀、今度金貳百兩相渡候間、領分え貸置、年々其利金を以小破之繕可被致候、勿論大破之節は御修復可被仰付候、尤喜多院ニも相達候間、御破損之儀申出之節被相伺不及、可被申付候、遣方等壹ヶ年切ニ勘定仕立、御勘定所え可被差出候、委細は寺社奉行、御勘定奉行え可被談候、右之通、秋元但馬守え相達候間、被得其意、金子可被相渡候、三月

⑤二二一一 元文四未年六月

御勘定奉行え

本 所

羅 漢 寺

結制去々年去年も令執行候處、此以後打續執行難成候付て、武士方并關八州勸化之儀相願候得共、此儀は難成事ニ候、然共結制之事は宗體第一之儀候得は、致執行度段尤之事ニ候、寺領檀家も無之ニ付て、其旨を申上候處、今般御米五百俵被下置候間、当冬結制一夏相勤、右御米之余分を以又四年目ニ一度相勤可申候、如此後々迄、結制絶不申候様可致候、度々 御腰被爲掛候寺之儀付て、別段を以右之通御米被下置候、右之通、大岡越前守え申渡候間、可被談候、

六月

⑤二二一八 寛保二戌年五月
御勘定奉行え

遠州豊田郡二俣村

清 瀧 寺

右、清瀧寺相願候 信康様御廟并御位牌所及大破、自力難叶付て、遠州駿州三州、三ヶ國勸化 御免之事、公儀より願之通被 仰付候筋ニ無之候、自分にて勸化可仕は勝手次第候、右大破之由ニ付、金百兩被下候、向後 公儀より御構有之間敷候間、御佛供料之内を以、年々のけ置、修復仕候様可被申渡候、

右之通、申渡候間、寺社修復料金之内より可被相渡候、之候間、勸化難成由斷申所々も候段相聞候、私之勸化相留メ候義は、領主心次第候、從 公儀御免之上、諸國巡行之事ニ候條、寺社奉行連印之勸化状持參候寺社之輩えは、志次第可致勸化旨、御料ハ御代官、私領は領主、地頭より兼て可申聞置候、右之通、可被相觸候、

4 過渡期の資本調達方法の類型と図表分析

この章で扱う過渡期とは(1)寛保四年(一七四三)〜宝曆九年(一七五八)の前半期と(2)宝曆九年(一七五八)〜天明七年(一七八七)の後半期の二時期から成る。過渡期とは前述した①確立期と③崩壊期との間に挟まれた時期を指すのである。

過渡期における国免助成型資本調達方法は次頁の図表1-3 寺社修理資金調達方法一覧表を中心に分析される。その際資料揭示は省略し、過渡期の特質を分析する点に重点を置く。

B-0 寛保四年〜宝曆九年における寺社修理資本調達方法の類型と特質について―前半の分析を中心に

過渡期前半の寺社修理資本調達方法は次の図表1-3の一覧表に

図表-3 寛保四年(1743)～宝暦九年(1758) 寺社修理資本調達方法一覧表

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳	④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
1	延享元年 1744	八八一	浅間豊穠社	駿河	大破		○ 寺社奉行連印 ○ 之勸化・求持参						1
2		八八二	天王寺	摂州	破損		○ 寺社奉行連印						1
3	延享二年 1745	八八八	浅草大護院	江戸	造立		○ 再勸化						1
4		八八八	法輪寺	京 嵯峨	大破		○ 寺社奉行連印						1
5		八九〇	亀戸天神社	江戸	焼失		○ 再勸化						2
6		八九一	三嶋大明神社	豆州	造営	勘定奉行		勸化+金貲百両 御寄附被遊候		御寄附金千兩之儀 は寺社修復料之内 にて可被相遊候			5
7		八九三	三嶋大明神社	豆州	焼失		○ 寺社奉行連印						1
8		八九四	光雲寺	山城国	大破		○ 之勸化・求持参						1
9		八九七	法輪寺	京	大破		○ 再勸化						1
10	延享三年 1746	八九八	一宮技師大神社	上野国	大破		○ 寺社奉行連印						1
11		九〇〇	業師寺	南部	再興		○ 寺社奉行連印						1
12		九〇一	芝明神社	江戸	大破		○ 寺社奉行連印						1
13		九〇二	三嶋大明神社	豆州	焼失		○ 寺社奉行連印						1
14		九〇三	物部大明神社	石見国	類焼		○ 寺社奉行連印						1
15		九〇四	多賀大明神社	江州	大破		○ 寺社奉行連印						1
16		九〇五	住吉神社	摂州	破損		○ 寺社奉行連印						1
17		九〇六	平岡明神社	河内国	大破		○ 寺社奉行連印						1
18		九〇七	南都西大寺	京	修葺		○ 寺社奉行連印						1
19	延享四年 1747	九〇八	熊野権現本社	遠江国	修復		○ 寺社奉行連印						1
20		九〇九	国分寺	駿府	大破		○ 寺社奉行連印						1
21		九一一	天台宗東福寺	江戸	再建		○ 寺社奉行連印						1
22		九一二	松應寺	三州	修復	寺社奉行	○ 之勸化・求持参				一銀百枚、一樽木 一万枚、一銀三十拾枚、被下 之		5
23		九一四	八幡社	上野国	大破		○ 寺社奉行連印						1
24		九一五	白山社	北国	大破		○ 寺社奉行連印						1

徳川幕府御給仕次第(大編)

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳	④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行 (拾ヶ年) 材木百本	類型
25		九一六	三嶋大明神社	豆州	造営	寺社奉行							6
26	延享五年 1748	九一七 九二四	住吉明神社 八幡社	摂州 下總国	修復 大破		○ ○	○ ○				○富突 (拾ヶ年) 材木百本	1 1
28		九二五	眞福寺	三州	大破		○	○					1
29	寛延元年 1748	九二六	不動院	武州	大破		○	○					1
30		九二七	三芳野天神社	仙波	修復	勘定奉行 小普請奉 行				一式請負ニ 成候 小普請方可 差遣候			4
31	寛延二年 1749	九二九	一宮寛河明神社	武州	大破		○						1
32		九三〇	金地院	京	修復	勘定奉行					修復料、金百両被 下		5
33		九三一	富士淺間社	駿河国	大破		○						1
34		九三二 九三四	濟松寺 神田明神社	江戸牛込 江戸神田	再興 修復	勘定奉行 勘定奉行					白銀貳百枚被下 修復料、金貳百両 被下		5 5
36		九三七	壺井権現社	河州	修復		○				金百両・寺社修復 料之内にて可被相 渡候		1
37	寛延三年 1750	九三八	圓福寺	京	修復	勘定奉行							5
38		九三九	黄葉宗瑞聖寺	江戸白銀	類焼		○						1
39	* 九四〇	寛延四年四月 九四一	御免勸化之儀、 数多願出候、譯も無 之分今後取上ニ不及 一寺社政策の新しい定 め	新田	修復	寺社奉行					金五百両・樽木五 千挺被下		5
41	寛延四年 1751	九四四	熊野権現社	遠州	大破		○				白銀三百枚被下		1
42		九四五	傳通院	江戸小石 川	修復	勘定奉行							5
43		九四六 九四七	金剛王院 梅宮社	相州箱根 山城国	大破		○ ○						1 1
44		九四八	大山不動社	相州	大破		○						1
45		九四九	六所明神社	三州	修復	寺社奉行							2
46	宝暦元年 1751	九五〇	六所明神社	三河国	大破		○						1
47		九五〇	大鳥五社明神社	和泉国	大破		○						1
48	宝暦二年 1752	九五二	宝生寺	和州	大破		○						1
49		九五二											1

勸化+銀百枚被
下

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳	④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
50		九五五	鹿島社	常陸国	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化・扶持参						1
51	宝曆三年 1753	九五六 九五八	護持院 木門寺	江戸大塚 江戸池上	大破	勘定奉行	○ 修復				白銀百枚被下		1
52		九五九	金剛王院	相州箱根	大破		○ 修復						5
53		九六一	六所明神社	三河国	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化・扶持参						1
54		九六三	大鳥五社明神社	和泉国	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化・扶持参						1
55		九六四	多賀大明神社	江州	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化・扶持参						1
56	宝曆四年 1754	九六五 九六六	伊賀八幡社 薬師堂	三州 駿府	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化・扶持参						1
57		九六七	善光寺	甲州	焼失								1
58		九六八	万福寺	城州宇治	焼失	寺社奉行							1
59		九六九	通宝寺	河州	大破	寺社奉行							5
60		九七二	京大仏殿	京	大破								1
61	宝曆六年 1756	九七三	鹿島社	常陸国	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化・扶持参				修復料、銀百五拾 枚被下		1
62		九七五	一宮披鉢大神社	上野国	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化・扶持参						1
63	宝曆七年 1757	九七六	大樹寺、信光明寺	三州	破損	寺社奉行					御除轉木被下		5
64		(-)金三百両・樽木貳万五千三百挺 (-)寺社政策…出願候寺社多数有之…際限無之…寺社之格合を以、勸化・御免被仰付候又、御田緒之輕重ニ応じ候	大樹寺・樽木貳万五千三百挺 信光明寺…修復仕候様	大樹寺・金貳百両・樽木貳千両 信光明寺…修復仕候様	破損	寺社奉行							5
65		(-)金三百両、三州大樹寺被下 (-)寺社政策…出願候寺社多数有之…際限無之…寺社之格合を以、勸化・御免被仰付候又、御田緒之輕重ニ応じ候	大樹寺被下 信光明寺…修復仕候様	大樹寺・金貳百両・樽木貳千両 信光明寺…修復仕候様	破損	寺社奉行							5
66		九七七	高野山大徳院	紀州	修復	寺社奉行					銀五百枚被下		5
67		九八二	世良田御宮	上州	修復	寺社奉行					金三百両被下		5
68	宝曆八年 1758	九八三	鹿嶋社	常陸国	修復		○ 修復				祠堂金之貸付に由 る利子は格別之御 寄付にて、貸付、 利潤を以御法用も 相務候		5
69		九八五	泉湧寺	京	修復		○ 修復				一寺社政策の方針 →相礼可被差出候		5
70		九八六	寺社政策の方針…公儀より御修復被仰付候場所々并御金樽木類被下或は勸化調帳等御免、助力を以到修復候箇所々共…相調	京	大破		○ 修復				16	1	1
合計					72		50	2	1	1		1	72

要約される。

図表1-3の「寛保四年(宝暦九年)寺社修理資本調達方法一覽表」は国免の①勸化、②勸化+その他、③格別之訳、④作業普請+その他、⑤その他、そして⑥富興行に分類され、その分布の傾向と集中度を表す。それゆえ、この図表1-3の分類(①~⑥)毎の分布と集中度から、この過渡期前半の時代傾向と趨勢とを抽出することができ、次の三点に要約することができる。

第一点は寺社修理資本調達方法の特徴を抽出することが可能となる。

この過渡期前半の調査寺社数は合計七十二件である。その内訳は調査数の大きさから順位付けてみると次の結果となる。

- ① 勸化—五十件(割合六九パーセント)
- ② その他—十六件(二二パーセント)
- ③ 勸化+その他二件(三パーセント)
- ④ 11「格別之訳」一件(一パーセント)
- ④ 12「作業普請」一件(一パーセント)
- ④ 13「富興行」一件(一パーセント)

以上のように、過渡期前半の寺社修理資本調達方法の類型別順位は①勸化の五十件(六九パーセント)と、確立期の六九パーセントと同じ率である、この点で、国免勸化は確立期と過渡期と同じ傾向を示し、徳川幕府の寺社政策の本質を垣間みる思いである。徳川幕府は国免勸化を通して寺社修理資本調達を大衆基盤の国民に求め、寺社経営を国民的基盤に根づかせようとしている点である。ここに近世仏教は大衆(国民基盤)の上に、とりわけ家長制家族の檀家(旦那制度)に信仰基盤の確立を計ろうとする。まさに徳川幕府は近世仏教の大衆基盤の確立を推進するために国免勸化を確立することに全力を注ぐのに努める。国免勸化は私的、民間の勸化と相違し、国の許可(国免)として「寺社奉行連印之勸化状

持参」の条件を付するのである。

確立期の図表1-1での国免勸化状を伴うのは十五件のうち九件(六〇パーセント)の高い割合を占め、徳川幕府の寺社政策の本格的展開を示している。そして、過渡期前半での国免勸化状の割合は五十件のうち二十九件で五八パーセントと、ほぼ同じ高い割合となっている。

第二点は「その他」の十六件で二二パーセントと、確立期の四件と比べて十六件と四倍の増加となっている。確立期の「その他」は祠堂金貸付の性格と特徴を現わしていたが、この過渡期前半では、貸付金による利金での修復をするよりむしろ修復料と榑木、木材の下附との組合わせへの移行を現わし始めている。また、この時期の「その他」は金百両の下附に見られるように小額の金額を、特に百両前後の下附となっている。

第三点は、富興行が一件となり、確立期の四件からの急減である。八代吉宗から九代家重への移行期であり、年貢の減額を目指しての農民一揆が頻発し始め、高利、或いは賭博禁令、贅沢への規制が見られ始めたことが富興行の国免への減少につながったのではないかと推測される。

B-1 宝暦九年(天明七年)寺社修理資本調達方法の類型と特質—過渡期後半

B-1-1 過渡期後半の分析
過渡期後半の寺社修理資本調達方法は次の図表1-4の一覽表に示される。

B-2 この過渡期後半における世界史の動向

宝暦七年から天明七年までの三十年間に將軍は九代家重、十代家治へと代り、対外的にロシアの東方政策による樺太、カムチャツカ、アラスカ、アムール河沿岸そして蝦夷地、北方四島へ

図表 4 宝暦八年(1758)～天明七年(1787) 寺社修理資金調達方法一覧表

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳 +その他	④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
1	宝暦十一年 1761	二〇二七	大護院	江戸浅草	大破	寺社奉行			金五百両 借 被仰付		①五年金貳百両被下 ②被下候貳百両之剩余を以テ修復仕儀 金五百両被下 御靈屋御修復料溜金之内を以銀三百六拾両被下 ①拝借金五千両を以テ修復 ②此度金貳千両拜借被仰付 ①下さった御金で不十分 ②再願で新に金三百両拜借へ 再志拜借金願(銀六拾貫目) 銀貳百枚被下候御修復料溜金之内にて、金百両被下候 貸付金七百四拾七両の利金(五分)の返済を受けるべき		3
2		二〇二八	浅間新宮神社	駿州	修復 料	勘定奉行							5
3	宝暦十二年 1762	二〇三八 二〇四二	観理院 増上寺	江戸	大破 類焼	寺社奉行 寺社奉行							5
4		二〇四六	①應持院本坊并堂社 ②筑波山本堂		①修 復 ②修 復	勘定奉行 勘定奉行							5
5	宝暦十三年 1763	二〇四六	神田明神社	江戸神田	大破	勘定奉行							5
6		二〇五一	黄栗乃福寺	江戸牛込	類焼	寺社奉行							5
7		二〇五五 二〇五六	濟松寺 増上寺	江戸	大破	寺社奉行							5
8		二〇六〇	大仏殿妙法院	京	大破	勘定奉行							2
9		二〇六四 二〇六五	佛光寺 金輪寺	王子	修復	勘定奉行 寺社奉行			金百両被下 儀 銀百五拾枚 被下			3	
10		二〇六六 二〇六七	東福寺 増上寺	京 江戸	修復 修復	寺社奉行 寺社奉行							3
11		二〇七一	八幡社	河州警田	大破	寺社奉行							2
12	宝暦十四年 1764	二〇七二	喜多院	武州仙波	大破	寺社奉行							5
13		二〇七四	江島本宮社	江島	修復								1
14		二〇七五	豊田八幡社	河州警田	大破								1
15													1
16													1
17													1
18													1
19	明和元年 1764												1

徳川幕府終焉史序説(大場)

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之沢	④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
20		二〇七八	金地院	京	修復	寺社奉行			銀五百八拾 枚被下 白銀三百枚 被下				3
21		二〇八〇	傳通院	江戸小石 川	修復	寺社奉行							3
22		二〇八一	北野天満宮社	京	修復	寺社奉行		勸化+白銀五拾 枚被下					2
23		二〇八二	京都大佛殿	京	大破		● 諸国勸化集方 少分敢此度再 勸化						1
24		二〇八三	濟松寺	江戸牛込	大破	寺社奉行			銀六拾枚被 下		金五百兩拜借 七ヶ年賦返納		5
25		二〇八四	松応寺	三州	取崩	寺社奉行							3
26	明和二年 1765	二〇八八	大徳院	高野	修復	勘定奉行			銀六拾枚被 下 金千兩拜借 被仰付、そ の一部分を 貸付け、利金 で修復すべ く				3
27		二〇八九	傳通院	江戸小石 川	修復	勘定奉行			1回目は白 銀三百枚被 下 2回目は格 別之沢を以、 榑木干挺被 下				3
28		二〇九〇	京梅宮社	京	修復	勘定奉行							5
29		二〇九一	松梅院	京北野	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化求持参				1回目御寄付銀貳 百枚被下 2回目は初穂物を 以修復仕		1
30		二〇九二	梅津大明神社	山城国	大破						信仰之衆之礼座砂 への寄進と初尾を 受ける		5
31		二〇九五	宝壽院	京	大破		○						1
32		二〇九六	平泉寺	越前国	修復	勘定奉行		勸化+銀三拾枚 被下					2
33		二〇九七	金輪寺	王子	修復	勘定奉行							3
34		二〇九八	玄成院	越前国	大破								2
35		二〇九九	天台宗東福寺	平泉寺	再建		○	勸化+修復料御 寄付銀被下	①金百兩被 下 ②格別二金 三百兩拜借				1
36	明和三年 1766	二一〇〇	日御崎社	出雲国	大破		○						1
37	* ③	二一〇五	11月 公儀御免之勸化ニは無之故、自今ハ「寺社奉行連判之印状持参トスル」再勸化政策の新しい位置づけ	江州	大破		○						1
38		二一〇六	尊勝院	江州	大破		○						1

番号	(1)申請年	資料番号	社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳 ④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
39		二一〇七	山王社	山王	大破	寺社奉行			①銀子被下 ②又候銀子 百枚被下			3
40	*④	二一〇八 二一〇九	寺社政策は勸化の許可を受けたら 金地院	京	修復	寺社奉行		「材木被下候儀は難相成事ニ候条」と決定する。	①御宮修復 ニ銀五百八 拾枚被下 ②格別に銀 七貫五百四 拾四匁四分 被下			3
41												
42		二一一〇	金輪寺	王子 遠見国	修復	寺社奉行	○					×?
43		二一一一	龍野権現社		大破		○					1
44		二一一二	富士本宮淺間社	駿河国	大破		○					1
45	明和四年 1767	二一一三 二一一四 二一一五	金地院 教学院	京 京愛宕	大破 出火	勘定奉行	○			銀五拾両被下		1 5 1
46		二一一六	多賀大明神社	江州	大破		○					1
47		二一一七	富士淺間社	駿河国	大破		○					1
48		二一一八	満徳寺		大破	勘定奉行				金百両被下+自分 ニ修復シ		5
49		二一一九	清瀧寺	遠州	大破	勘定奉行				①修復用御金被下 ②今回は金百両被下		5
50		二一二〇	東福寺	江戸麻布	修復	勘定奉行		1回目は勸化・2 回目は銀五拾枚 被下	①銀五拾枚 被下 ②格別ニ此 度銀百枚被 下			2
51		二一二一	豊藏坊	八幡	大破	勘定奉行						3
52		二一二二	淺間之社	駿河国	大破		○					1
53		二一二三	富士本宮淺間社	駿州	修復	寺社奉行		①勸化+銀三拾 枚被下	金三千両拜 借 御寄付、銀 五百枚被下			2
54		二一二四	大仏殿	京	修復	勘定奉行						3
55		二一二五	天徳寺	江戸西久 保	類焼	勘定奉行						3
56	明和五年 1768	二一二六 二一二七 二一二八	宝生寺	大和国	修復		○					1
57		二一二九	大光院	大阪新田	大破	勘定奉行				①銀三百枚樽木三 千挺被下②自分ニ て銀三百枚被下		5
58		二一三〇	神田明神社	江戸神田	修復	勘定奉行						5
59		二一三一										5

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之賑 ④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
60	明和六年 1769	二一四九	金剛王院	相州箱根	大破		○					1
61		二一五一	鷹田八幡宮	河州	大破		○					1
62		二一五二	大光院	大坂新田	大破			格別之賑を以、銀三百枚樽木三斗挺被下				3
63	明和七年 1770	二一五六	惣持院 玄陽院	駿府	大破	勘定奉行				御修復料留金之内、金百両と同五拾兩被下	○一ヶ年 六度富興行	5
64		二一五七	金剛王院	相州箱根	大破		○					6
65		二一五九	弁財天社	江戸本所	大破		○					×
66		二一六〇	興因寺	甲州山梨	大破		○					×
67	*二一六四	御修理留金勘成…取計方致勘弁候の寺社政策となる										×
68		二一六八	東福寺	江戸麻布	再建		○			惣町々之内貳百貳拾町は一ヶ年青銅拾貳銅短七ヶ年之門可致出錢候		1
69		二一六九	神田明神社	江戸神田	大破		○			拝借金を以、御修復被仰付候儀は難相成候		5
70	* 明和八年 1771	二一七三	金剛院	京 駿州	大破	勘定奉行	○	勘化+銀三百枚被下				1
71		二一七五	久能山御宮									5
72		二一七八	建長寺	相州鎌倉	大破		○					1
73		二一八〇	南宮寺社	濃州	大破							2
74		二一八一	寺社諸拜借之儀、堂社御寄付等之儀、此度御檢約ニ付…御沙汰ニ不被及…									*
75	*	二一八二	日御崎社	出雲国	大破		○					1
76		二一八三	増上寺	江戸	早續	勘定奉行						3
77		二一八四	熊野権現社	遠江国	大破		○	格別之賑を以金六百兩拜借被仰				1
78		二一八五	靈源寺	京	大破		○					1
79		二一八六	大沼山稻荷社	羽州	修復		○					1
80		二一八九	黄葉宗萬福寺	山城国宇 治	大破		○					1
81		二一九一	金剛院	京愛宕	大破		○					1
82	明和九年 1772	二一九四	黄葉宗萬福寺	山城国宇 治	大破		○					1
83		二一九九	金地院	京	類焼	勘定奉行				銀百枚被下		5

徳川幕府終結後史序説(大巻)

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之課 +その他	④作業費請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
84		二二〇〇	神田明神社	江戸	大破	寺社奉行	○ 勸化						3
85	安永二年 1773	二二〇六	傳通院	江戸 小石川	大破	寺社奉行			格別之課を以、銀百枚被下 別段之課を以、銀百枚被下		金貳百両被下、并金二百両拜借		3
86		二二〇九	凌雲院	東叡山	焼失	勘定奉行			格別之課を以、金百両被下+自分にて				5
87		二二一〇	天王寺	摂州	大破		○						1
88		二二一五	幸龍寺	江戸 浅草	焼失	焼失			格別之課を以、金百両被下+自分にて				3
89		二二一七	近津大明神社	奥州 白川郷	修復		○						1
90		二二一八	神田明神社	江戸	焼失	勘定奉行					金八百両被下、自分にて		5
91		二二一九	駿府惣社兼淺間社	駿府	出火	勘定奉行							3
92	安永三年	二二二一	* 寺社修復等のため、在町役人共より淺間総社	駿府	類焼	寺社奉行			格別之課を以、惣持院之百両公陽拜借				*
93		二二二三	金輪寺	王子	修復	寺社奉行					御社修復料溜り金之内を以、御再建被仰付渡儀 ①宝曆十一年百両被下 ②追加三百両拜借 ③此度御金五拾両拜借之願		5
94		二二二七	伊賀八幡社	三州 岡崎	大破		○						1
95		二二二九	傳通院	江戸 小石川	大破	寺社奉行			①別段之課を以、銀百枚被下 ②このお金を貸付、その利息を以て取繕儀を以、御修理料溜金之内、真百五拾両				3
96		二二三二	増上寺	江戸	修理	勘定奉行							3
97		二二三三	金剛山大宿坊	和州	大破		○						1
98		二二三五	靈源寺	京西 加茂	大破		○						1
99													1

徳川幕府終結史序説(大場)

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳 +その他	④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
101		二二三六	圓福寺	京愛宕	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
102		二二三八	山中八幡社	三州	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
103		二二四一	三嶋明神社	豆州	修復	勘定奉行					修復金之内、百貳 拾五兩三分相渡候 ①金五拾兩拜借 ②銀百枚被下		5
104		二二四三	金輪寺	王子	修復 大破	勘定奉行 大破			格別之訳を 以、金百兩 被下				5
105		二二四六	清龍寺	遠州二俣	大破	勘定奉行							3
106	安永四年 1774	二二五〇	三嶋明神社	豆州	修復	勘定奉行					此度は御取替金を 以五百拾七兩相渡		5
107		二二五三	大徳院	高野山	大破	勘定奉行							2
108	*	二二五四	祠堂金等之名目にて買付金へ全テ公儀(奉行所)之差出し、代りに奉行所、代官所が在町之買付、取立相渡候間…其節可被相同候一寺社政策の新しい方針										*
109		二二六一	林光院	東叡山	類焼			勸化+御手当銀 百五拾枚被下					3
110	安永五年 1775	二二六六	黄葉海福寺	江戸深川	再建		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参	格別之訳を 以、金百五 拾兩拜借					1
111		二二六八	二之宮大明神社	甲州	造営		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
112		二二七〇	神鳳寺	和泉国	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
113		二二七一	南宮寺社	濃州	大破		○ 再勸化						1
114		二二七五	清水寺成就院	京	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
115		二二七六	金地院	京	修復	寺社奉行							5
116		二二七七	王子権現井稻荷社	京	大破	寺社奉行					銀子四百枚被下+ 自分にて ①明和三年金三百 兩拜借 ②去々々年年金五拾 兩拜借		5
117	安永六年 1776	二二七九	愛宕圓福寺	京	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
118		二二八〇	大山寺	相州	焼失	勘定奉行		格別之訳を 以、銀百枚 被下					3
119		二二八一	新田大光院	上州	修復	勘定奉行							5
120		二二八二	林光院	東叡山	類焼	勘定奉行					遷座為御手当銀五 拾枚被下		3
121	*	二二八三	以来は遠国寺社御修復迄々年御入用高定置、難拾置分計御修復被仰付候一寺社政策の方針										*

番号	(1)申請年	資料番号	社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之 職	④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
122		二二八四	新田大光院	上州	修復	寺社奉行					遷座為御手当、銀 五十枚被下		5
123		二二八六	蓮永寺	駿州貞松	類焼	勘定奉行			格別之職を 以、銀三十 枚被下				3
124		二二八七	八幡社	甲府	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化狀持参						1
125	*	二二八八	高野山、古義眞言一以、仁和寺願門跡末寺、東寺之末寺之學侶老分より相触、請印し、行人方も行人方末寺之分相触段請印致すべき一寺社政策	江戸深川	再建		○ 寺社奉行連印 之勸化狀持参						*
126		二二八九	海福寺	高野	大破			勸化+格別之職 を以、金千両拜 借					1
127		二二九〇	大徳院	高野	大破								2
128		二二九二	稱念寺	越前国	大破		○ 勘定奉行						1
129		二二九三	臨濟寺	駿府	大破		○ 勘定奉行						1
130	安永七年 1777	二二九四	九能山	足利	大破			格別之職を 以、金貳百 三十枚、同色 分酌定金被 仰被				3	
131		二二九八	清龍寺	遠州二俣	大破								5
132		二二九九	観理院	山王	大破			格別之職を 以、金貳百 両被下					3
133		二三〇一	慶光院	伊勢	類焼								5
134	安永七年 1778	二三〇二	善光寺	信州	修復	勘定奉行					白銀三百枚被下 御靈屋分金百兩 被下		5
135		二三〇三	高野山	高野山	大破						歳宮分金百五十兩		2
136		二三〇五	神田明神社	江戸	大破	勘定奉行							6
137		二三〇六	三芳野天神社	仙波	修復	勘定奉行						○金三百 両被下 富興行	4
138		二三〇七	法隆寺	南部	大破								1
139		二三〇八	神鳳寺	和泉国	修復		○ 寺社奉行連印 之勸化狀持参						1
140		二三一四	仙波御宮	武州	修復	勘定奉行							5
141		二二二四	長恩寺	越後高田	修復		○						1
142		二二三四	淺間神社	駿州	修復		○						5
143		二三三五	稱念寺	越前国	大破		○				御修復料賞付利金 百五十兩六圓、三ノ 年被下+自分にて 修復候様		1

徳川幕府終結前史序説(大場)

番号	(1)申請年	資料番号	社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳 ④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
144		二三三六 二三三七	金剛寺 熊野本宮	河州天野 山	大破 焼失	○	○	勸化+金千両被 下…千両ハ貸付 置				1
145	安永八年 1779											2
146		二三四四 二三四八	一ツ目弁取天 護持院	江戸本所 江戸大塚	修復 修復	○	○		格別之訳を 以、金取十 両拜借	銀五枚被下+自分 にて修復	○富興行	6
147												1
148		二三四九	金輪寺	王子	修復	○	○					5
149		二三五〇	宇都宮大明神社	野州	類焼	○	○					2
150		二三五一	特明院	城州	修復	○	○					5
151		二三五三 二三五四	浅草寺 愛宕山本社	江戸浅草 京	類焼 大破	○	○	①勸化、②格別 之訳を以テ金取 十両拜借、但シ お金を全者町奉 行所へ差出し、 年一割之積貸付 之、この利益以、 修復スベシ ③別ニ勸化仰付		①材木樽木等被下 ②銀五十枚被下		×
152	安永九年 1780											2
153		二三五五	香取神社	下總国	大破	○	○					1
154		二三五六 二三五七	多田院 閑田院	摂州 遠州	修復 再建	○	○			金千両被下		5
155		二三六〇	武田八幡社	甲州	造営	○	○					1
156		二三六二	愛宕本社	京	大破	○	○					1
157		二三六四	六孫王社	京	修復	○	○			①先年銅金被下 ②貸付金等も有 ③修復料金三百両 被下		5
158		二三六五	亀戸天神社	江戸	大破	○	○					1
159		二三六六 二三六七	信光明寺 八幡社	三州 城州	修復 修復	○	○			金拾両被下		5
160	安永十年 1781											1
161	天明元年 1781	二三六八	宇都宮大明神社	野州	焼失	○	○					1
162		二三六九	鶴田八幡社	相州	修復	○	○					4
163		二三七〇	熊野本宮十二宮	紀州	焼失	○	○		④御修復御 手伝被仰付			1

番号	(1)申請年	資料番号	社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳 ④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
165		二三七一	瀧山御宮	三州	修復	寺社奉行						4
166	天明二年 1782	二三七三	般若院	伊豆	大破	勘定奉行			④御修復用 済 ④御修繕料 銀二拾枚被 下			4
167		二三七五	多田院	摂州	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参					1
168	天明二年二月	二三七六	寺社政策の方針一是迄寺院之出訴は、本寺御願之添簡を以奉行所へ罷出、社人之出訴は御代官、領主、地頭之添簡にて罷出 * 觸頭向添簡を以罷出、社人之出訴は御代官、領主、地頭之添簡にて罷出									*
169		二三七八	亀戸天神社	江戸	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参					*
170		二三八〇	神護寺	城州	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参					1
171		二三八一	大慈寺	江戸大塚	再建		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参					1
172		二三八三	日御崎社	出雲国	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参					1
173		二三八四	瑞輪寺	江戸谷中	再建		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参					1
174		二三八七	神田明神社	江戸神田	造営	寺社奉行						5
175		二三八八	多田院	摂州	修復	勘定奉行		①御金被下、② 勸化、③現米五 十石被下		①御手当金被下 ②富興行 ③特別之訳を以金 三拾両被下		2
176		二三八九	富士山社	駿州	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参					1
177		二三九〇	養源院	京	大破		○ 寺社奉行連印 之勸化状持参					1
178		二三九一	金輪寺	京王子	修復	寺社奉行						3
179		二三九三	大樹寺	三州	修復	寺社奉行						5
180		二三九四	金地院		大破	寺社奉行						3
181		二三九五	熊野本宮十二宮	紀州	再建							2
182		二三九七	圓覚寺	相州鎌倉	大破							1
183		二三九八	平等院	山城国宇 治	大破							1
184		二三九九	大信寺	上州高崎	大破							1
185												

徳川幕府終極歴史序説(大場)

番号	(1)申請年	資料番号	社名	国 地域	修理 形態	行政機関	①勸化	②勸化+その他	③格別之 職	④作業普請 +その他	⑤その他	⑥富興行	類型
186	天明三年 1783	二四〇一	大通寺	京	大破	大破	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
187		二四〇三	武州惣社	武州	大破	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参							1
188		二四〇五	傳通院	江戸小石川	修復	寺社奉行			格別之課を以、修復為御手当銀三百枚被下				3
189	天明四年 1784	二四〇六	京玉山東福寺	京	修復	町奉行						○毎月老 度 求居年之 間	6
190		二四〇七	御嶽山大権現社	甲州	大破	大破	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
191	天明五年 1785	二四一一	傳通院	江戸小石川	大破	寺社奉行			格別之課を以、銀百枚被下				3
192		二四一二	四天王寺法幢院	摂州 京	大破	類焼 寺社奉行	○			御普請被仰付			1
193	天明六年 1786	二四一五	金地院	南部	修復	修復	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
194		二四一六	法隆寺阿弥陀院	南部	修復	修復	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
195		二四一七	大念仏寺	摂州	大破	大破	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
196		二四一八	薬師寺	南部	大破	大破	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
197		二四二二	浅草寺	江戸	修復	修復 寺社奉行			格別之御沙汰を以、千疋回、米五百俵宛年々御手当被下				3
198	天明七年 1787	二四二三	浄智寺	鎌倉	大破	大破	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
199		二四二四	松尾社	城州	大破	大破	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
200		二四二五	尊勝院	江州	焼失	焼失	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
201		二四二七	黄栗万福寺	江州	大破	大破	○ 寺社奉行連印 之勸化状持参						1
					合計	25 194	15 92	1 15	5 36	1 5	1 42	1 4	

の探検、植民地、開拓と交易の拡大を求めつゝ、日本との交易を指向し始める。他方、欧米の先進列強は大航海時代から産業革命への発展により、東南アジア、中国そして日本への植民地政策と開国による貿易の覇権を目指し、植民地戦争を深化させて日本近海に近づきつつあった。その中でも、スペインは南アメリカから東南アジアのフィリピンへ航路を拡大し、東方貿易への進出を目ざした。対抗するイギリス、フランスは南アフリカ、エジプトのスエズ運河、地中海を中心に東南アジアへ進出し、ベトナムから中国を目指した。他方、イギリスはアフリカの先端を経由してインドへ進出し、東インド会社によるインドの植民地支配を経て阿片貿易で中国との三角貿易を発展させつつあった。さらに、イギリスはプロテスタント信徒による北アメリカへの移民を確立し、移民を拡大してアメリカ北部（ニューイングランド）から東部、南部へ指向し始める。北アメリカへの植民はボストンを中心に独立運動を指向し、同時に、東南アジア、とりわけ中国、日本沿岸に接近し、貿易と捕鯨とを通して日本近海へ接近しつつあった。まさに、欧米、ロシアの先進列強は近代的兵器、とりわけ大型軍艦、アームストロング大砲等の近代兵器の力で植民地支配と交易を拡大し始める。欧米は植民地市場へ産業革命の大量生産する商品を輸出し、代りに資源・食料そして原料の輸入を目ざす。しかし、イギリスはインドへの木綿を輸出し、インドの阿片を中国へ輸出して中国から茶、陶器を輸入する東インド会社の三角貿易を発展させ、中国とのアヘン戦争へ一歩踏み出そうとする。

こうした世界史における資本の原始的蓄積過程から産業革命への幕明けに対して、徳川幕府はキリシタン禁令と連動する鎖国政策を強化し、長崎港出島での清とオランダとの制限貿易を続ける。しかも、これら清の唐製品は長崎港出島での入札制によって物価高騰の原因と奢侈品の輸入とで国内に物価高と奢り、さらに大量

の金銀銅の貿易支払いによって国内の貨幣量不足と品質低下をもたらし、貨幣改鑄によるインフレーションを引き起し、貨幣問題の深刻化は時代毎に進みつつあった。既に八代吉宗の時代には農業発達のピークを越えつつあった。田沼意次はこうした徳川幕府のピークから不況へ移行する財政再建策として商法改革に乗り出す。この商法革命は幕府の財政収入を増加して、経営を安定させようとするものである。株仲間、問屋、組合は営業税として冥加金、運上金を幕府に献上し、その代りに問屋と仲買人との間で、或いは問屋と仕込店及び小売店との間で価格協定（カルテル協定）、さらに取引収益（口銭）の定めを決めて売買するのである。こうした商取引の口銭を中心とするカルテル価格協定は商品経済の秩序を確立する点で革命的な影響を及ぼし、経済発展に大きな影響を及ぼした。

かくて田沼意次の商法改革は徳川幕府の財政基盤を強化するプラスの面を有したが、と同時に、営業税による税負担だけ物価上昇の原因となった。さらに、株仲間、問屋への加入は制限され、家内工業者、小商品生産者、非株小売業者及び農民商品生産者層等は町裏、露店、歩き売り、軒先き等での小売り、非株自由売り等の自由取引や闇取引等の普及によって規制の対象となり、小商品生産者層の反発を大きくする結果を招き、商品流通と生産の混乱、物価上昇を生じる原因となった。底辺での営業の自由、小商品生産者層の農村での生産活動等は都市の前期的資本と問屋、株仲間等と対立を深め始め、経済の不安定をも同時に惹起する原因と化し、商法革命の負の側面を拡大することとなる。

田沼意次の商法革命は徳川幕府の発展にとってプラスとマイナスの二面性を有するが、プラスの側面によって徳川幕府の経済を強化するが、と同時に、商人の株仲間、問屋の認可を中心とする賄賂による汚名が田沼意次の失脚原因となった。

B-3 過渡期後半における寺社修理資本調達方法の類型と特質

以上の内外の情勢を踏まえて過渡期後半における国免による寺社修理資金調達の類型とその特質を結論づけると次の五点に要約される。

第一点は宝暦九年から天明七年までの国免資本調達件数は百九十四件と大幅に増加している点である。前半の七十二件に対して後半での件数は百九十四件で、二六九パーセントとなる。前半に対する後半の特徴はこうした二・七倍の高い増加件数の多さである。

第二点は、さらに百九十四件の資本調達方法の類型とその特徴である。百九十四件の資本調達方法の類型毎の特徴を概観するなら、①勸化は九十二件となり、全体に対して四七パーセントの割合である。国免勸化は過渡期前半の六九パーセントに対して四七パーセントと実に二二パーセントへの減少となっている。

第三点は、国免勸化の減少によって寺社修理資本調達方法は多様化し、一極集中型から多角型へ移行している点である。

(イ)二番目に多い寺社修理資本調達は⑤の「その他」の四十二件(二二パーセント)である。

(ロ)三番目は「格別之訳」の三十六件(一九パーセント)。

(ハ)四番目は「勸化+その他」の十五件(八パーセント)

(ニ)五番目は「作業普請」の五件(三パーセント)

(ホ)六番は富興行の四件(二パーセント)

国免勸化の①に②「勸化+その他」を合計すると、勸化は一〇七件となり、全体の五五パーセントとなるが、前半期の①勸化と②「勸化+その他」の合計六二パーセントと比べて七パーセントの低さである。

第四点は国免勸化の修復資本調達の中で割合を低下させている

のと対照的に高い件数を挙げているのは⑤「その他」の四十二件(二二パーセント)と③の「格別之訳」の三十六件(一九パーセント)である。とりわけ、③「格別之訳」の資本調達方法の急上昇は①の国役勸化の申請を拒否するが、しかし寺社の格式、名門、名声、伝統ある門跡等の点から「格別之訳」で以って国庫から資金の下付、(ロ)増金+榑木の支給、(ハ)御手当銀三百両の下付、(ニ)国役普請による修理の実施等の増加となる。

第五点は⑥富興行の四件と増加している点である。一件目は二三〇五の江戸神田明神社の富興行である。二件目は江戸本所一ツ目弁財天、三件目は相州箱根金剛王院、そして四件目は京五山東福寺である。このように富興行は過渡期後半において復活し、確立期の四件と同数になっている。

過渡期は前半の国免勸化の一極集中型による寺社修理資本調達方法に対して後半の多角的資本調達方法へ移行し、徳川幕府の寺社政策の変化を現わしている。こうした寺社修理資本調達方法の変化は田沼意次の商法革命による経済秩序の確立と問屋・仲買の口銭(利益)の利益による景気拡大等を背景に生じたのである。

B-4 過渡期の寺社修理資本調達方法の経済的背景

— 田沼意次と水野忠邦との対比 —

イ 水野忠邦の登場と天保改革の背景

田沼意次の商法改革と唐製品の輸入とが大衆の中に普及し、経済発展をもたらす。これら大衆の生活高級化、口銭による豪商、富商の輩出等は同時に物価高騰と高級品の普及を生じ、とりわけ農村から都市への人口流入の原因となる。農村では一町歩の小農と二町歩以上の中農・豪農との格差を生み、土地の質入れ、金融担保とによって質地小作人、地主制、豪農の土地購入による地主、小作制、或いは収穫米を折半する分益小作制等が発展する。

こうした農村での地主制の発展は小農を中心とする純粹封建制を崩壊させ、豪農・富農を中心とする地主制へ移行すると、徳川幕府の純粹封建制の崩壊から衰退への歩みを強める原因と化する。

田沼意次はこうした徳川幕府の小農主義から商法改革による商工業体制への転換を計ろうとするのであった。次の松平定信はこうした徳川幕府の衰退を回復し、復興するために田沼意次の商法改革に対し、儉約令と農村復帰政策等によって徳川幕府の衰退を回復しようとする。

さらに、天明期の飢饉、不作、ロシアの樺太及び蝦夷地への進出と開拓、交易等内外の深刻な状況は農民一揆、米騒動、打ち壊し等を一般化し、幕府を衰退から崩壊への道を余儀なくさせる。こうした徳川幕府の危機を救うために水野忠邦は天保の改革に乗り出すのであった。

米価騰貴は万物の尺度のため万物の高騰を引き起こす原因ともなる。この物価騰貴に輪を掛けたのは貨幣改鑄によるインフレーションである。さらに、西洋列強による日本海沿岸への進出は徳川幕府の外交権を弱め、朝廷の外交権を高める結果となり、この面での徳川幕府の崩壊への引き金となり、攘夷論へ繋がる。このため、徳川幕府は松前藩から蝦夷地を上知させ、直接奉行所支配を試み、対ロシアの東漸への対応を試みる。

こうした内外からの危機に対して事態の打開を計るため、水野忠邦は享保の改革を進めて徳川幕府の再建を計ろうとする。享保改革の目的は米価高騰に原因する諸色の物価高騰を引き下げることであり、各地、町、都市で生じる農民一揆、打ち壊し、米騒動の沈静を計り、治安の確保と経済安定を計ることである。このため、水野忠邦が最も力を注ぎ、天保改革の中心に位置づけたのは物価引下げ政策としての株仲間、問屋の解散である。

第一の株仲間、問屋が徳川幕府に上納する冥加金、運上金等を

廃止すれば、物価からこれらの営業税を廃止する分だけ物価引下げとなる。第二の点は大阪からの江戸廻り荷の菱垣回船、樽前船によって運ばれる商品は大阪廿四組問屋から江戸十組問屋へ送られる。その際、大阪の間屋は江戸の間屋へ商品の信用売り、つまり「貸勘定」を設定し、前貸しをする前期的資本の貸付業者ともなる。こうした大阪から江戸への商品廻送は江戸問屋の下に四万両以上の「滞金」を発生させ、江戸問屋の破綻を不可避にする危機となった。倒産寸前の江戸十組問屋を救済し、再建させようとして水野忠邦は株仲間、問屋の解散を命じたのであった。

この結果、江戸十組問屋の救済は大阪の二十四問屋の犠牲の上で行なわれることになったが、この株仲間、問屋の解散はこれまで江戸廻り商品の輸送で繁栄していた「天下の台所」大阪経済の衰退を引き起こすこととなる。かくて大阪経済は今や「天下の台所」を兵庫津に奪われ、衰退し始める。大塩平八郎の乱はこうした「天下の台所」から転落し、衰退する危機の中から大阪経済の回復を目指して生じたのである。当時の大阪東奉行は飢饉の中で米価高騰で米不足による大阪の苦しみにも拘わらず、大阪廻りの米を江戸へ回送し、多くの人々から憾みを買っていたのである。

以上のように、この章で衰退から崩壊へ移行したのは、第一に水野忠邦による株仲間、問屋の解散によって徳川幕府の商法に基づく封建制経済を崩壊し、自由主義経済への移行によって明治維新への歩みを推進することになったからである。第二に徳川幕府の経済基盤である「天下の台所」大阪経済の衰退は徳川幕府の経済崩壊を伴うからである。明治維新は大阪から江戸＝東京への経済中心地の移行を伴い、さらに鉄道網の東京駅への集中によって全国からの商品、半製品そして資源を東京へ回送し、軍需工業を中心とする京浜工業地帯の成立を生み出す。ここに、東京を首都とする明治絶対王政の経済基盤が展望されることとなる。

水野忠邦の天保改革は徳川幕府の純粹封建制から明治天皇中心の絶対王政への移行を育むのであり、まさに徳川幕府の崩壊を内包することになるのである。こうした天保改革の歴史的特質を踏まえての徳川幕府の寺社政策の柱となる寺社修理資本調達方法の類型とその特質は大きく変化することになるのである。

5 崩壊期の寺社修理資本調達方法の類型と特質

崩壊期の寺社修理資本調達方法の類型と特質は次頁の図表1-5となる。

天明八年(一七八八)から天保七年(一八三六)の四十八年間における寺社修理資本調達方法の類型と特質は次の五点に要約される。

第一点は寺社修理資本調達の件数合計は百四十三件で、過渡期の百九十四件と比べて五十一件の減少で、二七パーセントの減り方であり、国免による寺社修理資本調達方法の崩壊を象徴する点である。

第二点は富興行が零となり、国免富興行の崩壊現象を示すという点である。しかし、民間の富興行は活発に行われている。寛政元年から天保十二年迄の合計六十五件に達し、56頁の図表1-6に示される。

この図表1-6から窺えるように、富興行の札発行高は漸次増加し続け、寛政元年(一七八九)南都大乗院は一万五千枚の札発行で銀拾貫六拾貳匁(金百六拾七匁)の売上げとなっていた。他方、文政九年から天保八年にかけての紀州熊野三山の発行札数は文政九年(一八〇六)の拾八万枚で最高発行札で、その売上高は銀千八拾貫目(金壹万六千八百七十五匁)と最大を誇る。熊野三山は天保二年(一八三一)の十二万枚、天保三年の十二万枚、天保八年の八万六千四百枚と連続して富札の発行をしている。

民間富興行の隆盛に対して国免富興行が急激に姿を消し始めたのは徳川幕府の儉約令と富興行を賭博行為と見做すことで、国免事業から外す傾向を強めていくことに由るのである。また、徳川幕府は富興行や賭博を奢り、邪悪、或いは奢侈の一種と見做すのであり、風俗の乱れとして取締まり、儉約令の上からも禁令の対象とした。こうした取締り、禁令及び儉約令の上から国免の資本調達方法から富興行への回避が強化され、特に徳川幕府の崩壊への中で取締まらざるを得なくなったのである。

第三点は徳川幕府は国免勸化の数を減少させ、出来るだけ国免勸化を避ける傾向を強めた点である。というのもこの崩壊期に入ると、国免勸化が大衆基盤を失い始め、再勸化の増加に伴い大衆の信仰から離れつつあった。また、巡行する勸化役僧は強制的に寄進を迫り、大衆から嫌悪され始める傾向となった。こうした大衆基盤から遊離する国免勸化の抑制と減少への身代りとしての役割を担ったのが③「格別之訳」と④「国役普請+その他」の五件で合計十二件となる。

第四点は⑤「その他」も十六件と増大し、第三点と同じ国免勸化の枠から外れたのを救済するため、この⑤「その他」を適用しようとする寺社政策の方針転換である。

以上のように、崩壊期の寺社修理資本調達方法は全体に停滞或いは減少傾向を強めつつ、国免勸化に代表されるように大衆基盤からの支持を失い、崩壊を深めるのであった。

総括と展望

(一) 徳川幕府の寺社政策―キリシタン禁令と寺社政策の総括

徳川幕府の寺社政策はキリシタン禁令の実施のため、寺社との共同政策を開始する。この徳川幕府と寺社との共同政策は幕府の

図表-5 天明八年(1788)～天保七年(1836) 寺社修理資金調達方法一覧表

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国・ 地域	修理 形態	申請先	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳	(4)作業方修 理+その他	(5)その他	(6)富興行	類型
1	天明八年	1788	四一九〇 第一惣社・大権 現社	甲斐国	大破	寺社奉行	○				勸化・富興行		1
2			四一九一 京大佛殿	京	破損	大目付		○					2
3			四一九五 稻荷社	山城	大破	大目付	○						1
4			四二〇一 法幢院	摂州	大破	大目付	○						1
5			四二〇五 金剛院	愛宕	大破	大目付	○						1
6	寛政元年	1789	四二〇七 大念佛寺	摂州	修復	大目付	○						1
7			四二一三 圓福寺	愛宕	大破	大目付	○						1
8			四二一四 長恩寺	越後国	修復	大目付	○						1
9			四二一八 熊野権現	遠見国	修復	大目付	○						1
10	寛政二年	1790	四二一九 黄檗萬福寺	富士村	修復	大目付	○						1
11			四二二一 大鏡坊 池西坊		修復	大目付	○						1
12			四二二二 信光明寺 辻之坊	三州	水損	勘定奉行		○			御供養米御普請 (国役)		2
13			四二二三 妙法院大仏殿	京	大破	松平紀伊守					金一両拜借 一諸家へ貸付 材木被下にて (白川郷)		5
14			四二三四 東本願寺	京	類焼			○			千両被下+増五百 両被下+増五百 両被下+自方 御金千両拜借		2
15	*①		四二三五 富之義仕箇所多く相成、世上之風儀ニも拘り候間、追々減価二候										*政策
16	寛政三年	1791	四二四二 高月院	三州	修復	寺社奉行							5
17			四二四三 寛勝王院	江戸深川	寺 建・再 建修復	寺社奉行							5
18			四二四五 八幡	甲府	修復	大目付							1
19	寛政四年	1792	四二四六 妙昌寺	三州	普請	寺社奉行							4
20			四二五二 慶光院	伊勢	類焼・ 造替	寺社奉行					国役普請		5
21			四二五三 哲願寺	京	類焼								1
22			四二五四 日御崎社	出雲国	修復	大目付							1
23			四二五七 大覚寺	出雲国	修復	大目付							1
24			四二五八 富士浅間総社	豊州	大破	寺社奉行							1
25	寛政五年	1793	四二五九 熊野権現	遠見国	修復	大目付					銀二十枚被下 修復并当年々百枚		1
26			四二六三 富士本宮浅間総社	駿州	大破	大目付							1
27			四二六五 宇佐八幡社	豊前国	修復	大目付							1
28	寛政六年	1794	四二七〇 白山本社	北国	大破	大目付							1

寛政十一年 寛政十二年 寛政十三年 寛政十四年 寛政十五年 寛政十六年 寛政十七年 寛政十八年 寛政十九年 寛政二十年 寛政二十一年 寛政二十二年 寛政二十三年 寛政二十四年 寛政二十五年 寛政二十六年 寛政二十七年 寛政二十八年 寛政二十九年 寛政三十年 寛政三十一年 寛政三十二年 寛政三十三年 寛政三十四年 寛政三十五年 寛政三十六年 寛政三十七年 寛政三十八年 寛政三十九年 寛政四十年 寛政四十一年 寛政四十二年 寛政四十三年 寛政四十四年 寛政四十五年 寛政四十六年 寛政四十七年 寛政四十八年 寛政四十九年 寛政五十年 寛政五十一年 寛政五十二年 寛政五十三年 寛政五十四年 寛政五十五年 寛政五十六年 寛政五十七年 寛政五十八年 寛政五十九年 寛政六十年 寛政六十一年 寛政六十二年 寛政六十三年 寛政六十四年 寛政六十五年 寛政六十六年 寛政六十七年 寛政六十八年 寛政六十九年 寛政七十年 寛政七十一年 寛政七十二年 寛政七十三年 寛政七十四年 寛政七十五年 寛政七十六年 寛政七十七年 寛政七十八年 寛政七十九年 寛政八十年 寛政八十一年 寛政八十二年 寛政八十三年 寛政八十四年 寛政八十五年 寛政八十六年 寛政八十七年 寛政八十八年 寛政八十九年 寛政九十年 寛政九十一年 寛政九十二年 寛政九十三年 寛政九十四年 寛政九十五年 寛政九十六年 寛政九十七年 寛政九十八年 寛政九十九年 寛政一百年

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国・ 地域	修理 形態	申請先	①勸化	②勸化+その他	③格別之罪	(4)作業方修 理+その他	(5)その他	(6)富興行	類型
29		四二七二	伊賀八幡社	三州	修復 普請	寺社奉行					金百七拾兩拜借		5
30		四二七四	鶴ヶ岡八幡社	相州	破損	寺社奉行					賢付利金七百兩余 下ノ遺障		5
31		四二七八	三嶋宮	豆州	修復	寺社奉行					金六百五拾七兩余 在御買附		5
32	寛政七年 1795	四二八二	根来寺	紀州	造立	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持				金百兩被下 自分ニテ修復		1
33		四二八八	徳山満徳寺	上州	大破	寺社奉行							5
34		四二八九	出雲大社	出雲	造替	寺社奉行			御密附金千兩 被下、諸国勸 化御免				3
35	寛政八年 1796	四二九〇	淨智寺	鎌倉	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
36		四二九四	梅宮社	山城国	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
37		四二九九	持明院	城州	焼失	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
38	寛政九年 1797	四三〇四	出雲国大社	出雲国	造替	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
39		四三一〇	神田明神社	江戸神田	大破	寺社奉行					銀二百枚被下 勸化、御密附 銀百枚		5
40		四三一五	法輪寺	越後国	大破	寺社奉行							5
41		四三一六	長恩寺	越後国	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
42		四三一七	大沼山稲荷本社	羽州	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
43	寛政十年 1798	四三二八	八幡社	甲府	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
44		四三三〇	熊野本宮十二社	紀州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
45	寛政十一年 1799	四三三三	萬松寺	三州	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
46		四三三六	住吉社	摂州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
47		四三四〇	松尾社	城州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
48	寛政十二年 1800	四三四四	長恩寺	越後国	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
49		四三四五	北野天満社	京	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
50		四三四六	六所大明神社	三州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
51		四三四八	権現八幡社	河州	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
52	享和元年 1801	四三三三	伊賀八幡本社	三州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
53	享和二年 1802	四三五四	金剛王院	相州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
54	享和三年 1803	四三五六	長恩寺	越後	焼失	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
55	文化元年 1804	四三六一	住吉社	摂州	造替	寺社奉行		勸化+密付金千 兩被下					2

番号	(1)申請年	資料番号	社名	国・ 地域	修理 形態	申請先	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳	(4)作業方修 理+その他	(5)その他	(6)富興行	類型
56		四三六二	信光明寺・妙心寺・大林寺	三州	普請	寺社奉行	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参			国役普請			4
57		四三六三	住吉神社	摂州	焼失	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
58		四三六五	八幡社	三州	大破	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
59	文化二年 1805	四三六六	大樹寺・大林寺・甲山寺 妙心寺・信光時寺・伊賀八幡寺・伊賀八幡寺	三州	普請	寺社奉行				国役普請			4
60		四三七〇	四天王寺	摂州	焼失	寺社奉行		勸化+金千両御 寄付被下 勸化+金貳千両 被下					2
61		四三七一	四天王寺	摂州	焼失	大目付							2
62	文化三年 1806	四三七三	御旗山社	武州	修復	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○再勸化(四二八九)						1
63	四二八九+	四三七六	出雲大社	出雲国	大破	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○再勸化(四二八九)						1
64	文化四年 1807	四三八四	日御崎社	出雲国	修復	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
65	文化五年 1808	四三八六	大林寺	三州	普請	寺社奉行			国役普請				4
66		四三八七	六所大明神社	三州	大破	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
67		四三八八	伊賀八幡本社	三州	修復	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
68		四三八九	愛宕山神社	京	焼失	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
69		四三九〇	愛宕権現本社	京	大破	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
70	文化六年 1809	四三九九	深川靈運院	江戸	再建	寺社奉行		勸化+手当金百 両被下 勸化+手当金百 両被下	金貳百両被下 +自坊にて手 入				2
71		四四〇〇	富士浅間惣社	駿州	大破	寺社奉行							2
72	文化七年 1810	四四〇三	芝金地院	江戸	修復	寺社奉行							3
73		四四〇四	薬師寺	南部	大破	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
74		四四〇五	富士本宮浅間惣社	駿州	大破	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
75	文化八年 1811	四四〇七	熊野那智新宮社	紀州	大破	大目付		勸化+金千両被 下					2
76		四四〇九	芝金地院	江戸芝	焼失	寺社奉行							5
77		四四一三	八幡社	甲府	大破	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参				御手当銀百五十枚 被下+自坊		1
78		四四一五	五社大明神社	遠州浜松	大破	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参 ○寺社奉行連印之勸化扶持参						1
79		四四一六	大鳥五社大明神社	和泉国	修復	大目付	○寺社奉行連印之勸化扶持参						1

徳川幕府終結後史序説(大塚)

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国・ 地域	修理 形態	申請先	①勸化	②勸化+その他 下	③格別之罪	(4)作業方修 理+その他	(5)その他	(6)富興行	類型
80		四四一八	熊野郡智新宮	紀州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						2
81		四四一九	八幡社	三州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
82	文化九年 1812	四四二一	多田院	摂州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
83	文化十二年 1815	四四二六	伊豆権現社	伊豆	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
84	文化十三年 1816	四四三五	信光寺・妙心寺・大林寺・松尾寺・溝生寺・甲山寺・六所明神	三州	普請	寺社奉行			国役普請				4
85		四四三七	梅宮社	山城国	修復	大目付					安藤丸・鹿砂配 一切總請		5
86		四四四〇	六所大明神社	三州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
87	文化十五年 1818	四四四四	伊賀八幡寺社	三州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
88	文政元年 1818	四四四七	箱根権現社	相州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
89	文政二年 1819	四四四八	曹松寺	貝塚	燬失	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
90	*② 文政三年 1820	四四五五	新規貸付之儀は容易ニ不承届…寺社政策	愛宕	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						*
91		四四五七	金輪寺	王子	大破	寺社奉行			金三百両拜借 被仰				3
92		四四五八	尊修寺	三州	吹潰	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
93		四四六三	黄葉萬福寺	山城国	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
94	文政四年 1821	四四六七	端林寺	江戸谷中	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
95		四四六八	不動院	武州葛飾郡	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
96	文政五年 1822	四四七二	熊野権現社	遠州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
97		四四七六	愛宕社	上州館林	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
98	文政六年 1823	四四七七	永徳寺	上州	燬失	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
99		四四七九	平岡大明神社	河内国	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
100		四四八〇	萬福寺	山城国	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
101	四四六七→	四四八一	称名寺	三州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
102	文政七年 1824	四四八二	神徳寺	上野国	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持参						1
103													1

番号	(1)申請年	資料番号	社名	国・ 地域	修理 形態	申請先	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳	(4)作業方修 理+その他	(5)その他	(6)富興行	類型
104		四四八四	東本願寺	京	焼失	寺社奉行	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持				飛州御材材木被下 貳千三百二十五本 銀三十枚被下四四 八六		5
105	文政八年 1825	四四八五	徳川講徳寺	上州	修復	寺社奉行	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						5
106		四四八七	天現寺	江戸麻布	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
107	文政九年 1826	四四八九	大信寺	上州高崎	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
108		四四九一	大念仏寺	摂州平野	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
109		四四九二	観音寺	武州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
110	文政十年 1827	四四九五	大恩寺	三州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
111		四四九八	多田院	摂州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持		銀百枚被下+				1
112		四四九九	山中法藏寺	三州	造立	寺社奉行	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持		自坊 四五〇四 銀百枚被下+				3
113	文政十一年 1828	四五〇〇	鶴岡八幡社		焼失	寺社奉行	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持		銀百枚被下+				3
114		四五〇一	成菩提院	江州相原	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
115		四五〇二	大沼山船荷本社	羽州	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
116	文政十二年 1829	四五〇五	清瀧寺	遠州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
117		四五〇六	愛宕山本社	京	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
118		四五〇七	羅漢字	本所	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
119		四五〇八	二之宮大明神社	甲州	大破	(大目付)	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
120		四五〇九	高野聖方大徳院	高野	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持	勸化+御手当銀 百五拾枚被下					2
121	文政十三年 1830	四五一一	幸龍寺	江戸浅草	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
122	天保二年 1831	四五二二	瑞輪寺	江戸谷中	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
123		四五二四	幡随院	江戸浅草	類焼	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
124	天保三年 1832	四五二五	御嶽山阿大権現 社	甲州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
125		四五二八	理性院	城州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
126		四五二九	意富日皇大神宮	下総国船橋	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
127		四五三〇	永久寺	和州	再建	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持						1
128		四五三二	六孫王社	京	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持 ○寺社奉行連印 之勸化扶持	勸化+御盆被下					2

徳川幕府御知度申序説(大場)

番号	(1)申請年	資料番号	寺社名	国・ 地域	修理 形態	申請先	①勸化	②勸化+その他	③格別之訳	(4)作業方修 理+その他	(5)その他	(6)富興行	類型
129	天保四年	1833	四五二五 亮朝院	江戸半込高田	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
130			四五四一 淨妙寺	三州	大破	寺社奉行 (大目付)	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
131			四五四六 意富日皇大神宮	下総国	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
132			四五四八 鳳来寺	三州	修復	寺社奉行				作事方修復 +御手当三 百両被下			4
133			四五四九 大樹寺	三州	修復	寺社奉行				御手当百五十両被 下+自分にて			5
134			四五五一 八幡社	武州中野	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
135	天保五年	1834	四五五四 黄檗派福福寺	江戸深川	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
136			四五五五 久遠寺	甲州身延	修復	大目付	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
137			四五五七 慶光院	伊勢	類焼	寺社奉行			白銀百五十拾枚 被下				3
138	天保六年	1835	四五七一 黄檗派瑞聖寺	江戸白金	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
139			四五七二 建徳寺	駿州	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
140			四五七三 光明寺	遠州二俣	大破	大目付	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
141			四五七五 感応寺	江戸雑司ヶ谷	取建	寺社奉行			勸化+手限二 て取建				3
142			四五七六 本門寺	江戸池上	取立	大目付			金貳千両被下 +自坊にて修 復				1
143			四五八〇 傳通院	江戸小石川	大破	寺社奉行	○						3
144	天保七年	1836	四五八一 久遠寺	甲州身延	再建修 復	大目付	○四五五再勸 化 寺社奉行連印之 勸化状持参						1
145			四五八二 感応寺	江戸雑司ヶ谷	取立	大目付	○四五七五經 き 寺社奉行連印之 勸化状持参						1
146			四五八四 大慈寺	江戸大塚	再建 香 下総 取 同	大目付	○寺社奉行連印 之勸化状持参						1
147	* 天保八年	1837	四五九六 出雲大社之黄金三枚・豊前宇佐~常陸鹿嶋		合計	15	10	0	3	0	2	0	5
148						143	103	12	6	6	16	0	

図表-6 崩壊期の民営富興行一覧表

発行年		寺社名	国 地方	札高	銭高	
第四期 (65件)	1 寛政元年 1789	(興福寺) 大乘院門跡	南都 (大和)	一万五千枚	銀拾貫六拾貳匁 (金百六拾七兩)	
	2 文政八年 (1825) ~	十年 (1827)				
	3	湯島天神	江戸	四千枚		
	4	谷中感応寺	"	三千枚		
	5	目黒不動	"	四千枚		
	6	本所回向院	"	五千枚		
	7	平川天神	"	四千枚		
	8	浅草念仏堂	"	七千枚		
	9	新川大神宮	"	三千枚		
	10	蔵前八幡	"	九千枚		
	11	茅場町天神	"	一万五百枚		
	12	三善芝神明	"	七千枚		
	13	永川杉森	"	七千五百枚		
	14 文政八~十年 1825~27	穴八幡浅州大神宮	江戸	六千枚		
	15	江ノ島蔵前八幡	"	九千五百枚		
	16	深川閻魔堂	"	八千枚		
	17	木下川浅草大神宮	"	六千枚		
	18	御獄山閻魔堂	"	九千枚		
	19	本銀町白旗稻荷	"	一万五千枚		
	20	福德稻荷	"	一万五千枚		
	21	芝神明社	"	七千枚		
	22	杉ノ森	"			
	23	茅場町薬師	"	一万五千枚		
	24	蔵前閻魔堂	"	一万貳千枚		
	25	湯嶋大富	"	一万		
	26 文政年間 (1818~1829)	文政四年 1821	仁和寺	京	千五百枚	三百七拾五兩 銀三拾貫目 (金五百兩)
	27	八幡宮	豊前 (大分県)	五千枚		
	28	安井宮 (金比羅宮)	京	一万五千枚		
	29	大原極楽院	京			
	30 九年 1826	圓照寺	大和	二万四千枚		
	31	村雲御所 (瑞龍寺)	京			
	32	安楽御殿	京			
	33	南宮山	美濃			
	34 十年 1827	平野社 (平野神社)	京			
	35	梅之宮神社	京			
	36	林丘寺 (音羽御所)	京	貳万枚		
	37	妙法院	京	一万八千枚		
	38	北蔵実相院門跡 (右座御殿)	京	三万枚		
	39	愛宕山長府坊	京	二万八千枚		
	40 十一年 1828	生玉明神	摂津	壹万五千九百九十六枚	銀六拾三貫九百八十四匁 (千六拾六兩)	
	41	座摩宮	摂津	三万枚		
	42 十二年 1829	大乘院門跡 (興福寺)	大和 (奈良)	三万枚		
	43	宝鐘寺 (百々御所)	京	三万枚		
	44 十三年 1830	鎌倉英勝寺	相州	三万枚		
	45 紀州熊野三山	文政九年 1826	熊野三山 (新宮・本宮・那智)	紀州	拾八万枚	銀千八拾貫目 (金壹万六千八百七十五兩)
		天保二年 1831	熊野三山	紀州	十二万枚	
	三年 1832	熊野三山	紀州	十二万枚		
	八年 1837	熊野三山	紀州	八万六千四百枚		
	天保年間					
46 天保二年 1831	多賀大社	近江	三万枚			

徳川幕府経営史序説(大場)

発行年		寺社名	国 地方	札高	銭高
47	天保三年 1832	大仏養源院	京	三万六千枚	
48		一身田専修寺門跡	伊勢	三万枚	
49		芝増上寺	江戸	十万枚	
50		譽田八幡宮	河内	一万八千枚	
51		高雄山神護寺	京	三万枚	
52	天保五年 (1834) 天保四年 (1833)	奈良薬師寺	南都	三万枚	
53		妙法院宮家、常住金剛院	京	三万六千枚	
54		仁和寺 (御室御所)	京	一万七千枚 (大阪)	
55		仁和寺	京	二万二千枚 (京都)	
56		妙法院	京	三万六千枚	
57		四天王寺	摂州	二万四千枚	
58		真如堂	京	三万六千八百枚	
59		輪王寺ノ宮 (一条河原御殿)	京	三万六千枚	
60		山科毘沙門堂 (山科御殿)	京	五万枚	
61		天保五年 1834	惣持院 (薄雲御所)	京	
62	熱田神宮		尾州	四万枚	
63	本光院 (蔵人御所)		京	三万六千枚	
64	熱田神宮		尾州	九万六千枚	
65	一ノ宮		尾州	三万六千枚	
	天保十二年 1841	東寺	京	三万枚	
		隨心院門跡 (小野御殿)	京		

(倉本修武「江戸時代大流行の富突興行と熊野三山の富興行」より作成)

権力基盤を強靱化する役割を果たし、二百六十年余の長期政権を育む結果となる。

とりわけ、キリシタン禁令に対する寺社の旦那寺請制はキリシタン逮捕の行政機構として機能を果たすのである。かくて、徳川幕府は本末寺の旦那の寺請制によって国民の一人一人を宗教人として改めを行い、国民国家としての機能を果たす。

徳川幕府はキリシタン禁令に対して神仏習合制と政教一致体制を確立し、民族宗教と武力(土族)との結合による強靱な国防国家を発展させるのである。

他方、徳川幕府はこうした寺社との共同政策を推進するためにも寺社の安定と健全経営を続けるために修理資本調達方法に力を注ぎ、(1)勸化、(2)勸化+その他、(3)格別之訳、(4)普請作業+その他、(5)その他、(6)富興行等を国家として立案し、実施して推進した。

(2)国免による寺社修理資本調達方法の類型と特徴について三期に分け、(一)確立期、(二)過渡期前半と後半、(三)崩壊期毎に資本類型とその特質を分析した。しかし、これら三期を総合する比較分析はまだなされていなく課題として残されている。この総合的総括は58頁の図表Aに要約される。

この図表Aから結論づけられるのは(1)全体の四三九件のうち、最大の件数は過渡期後半での一九四件である。これは、全体の四四パーセントとなる。この最大の件数は田沼意次の商法改革による株仲間、問屋による商品流通革命(カルテル協定)に伴う経済発展を押し進め、経済秩序の統制と富商・豪商層を広く生み出すことに由るのである。

他方、水野忠邦は逆に田沼意次の商法改革の株仲間、問屋を崩壊し、自由主義経済を展開させ、さらに江戸廻り商品の移出で天下の台所である大阪の経済を崩壊させるのである。この結果、経

図表-A 寺社修理資金調達方法の形態別類型

	(1)勸化	(2)勸化+ その他	(3)格別之訳	(4)作業方 +その他	(5)その他	(6)富興行	合計	割合 (パーセント)	
確立期 1	84年間 万治二年(1659)～ 寛保三年(1743)	15	3	—	—	4	4	26	6
過渡期 前半 2	16年間 寛保三年(1743)～ 宝暦九年(1759)	50	2	1	1	16	1	71	16
後半 3	(28年間) 宝暦九年(1759)～ 天明七年(1787)	92	15	36	5	42	4	194	44
崩壊期 4	(48年間) 天明八年(1788)～ 天保七年(1836)	103	12	6	6	16	0	143	33
	1659～1836 合計 万治二年～ 天保七年(計177年間)	260	32	43	12	78	9	(434) 439	100

(※横と縦の合計に-5の誤差があるので注意)

済の崩壊は合計百四十三件の資本調達件数で全体の三三パーセントにしか過ぎない悲惨な状態をもたらしたのであった。

次頁の図表-Bは寺社修理資金調達方法の形態別グラフである。図表-Bに依れば、寺社修理資金調達方法の類型毎に分析すると、①の勸化は二百六〇件で六一パーセント、⑤の「その他」が七八件で一八パーセント、②「勸化+その他」の三十二件、八パーセント、④の作業請負+その他の十二件、三パーセント、⑥の富興行の九件、二パーセントとなる。①勸化と②勸化+その他を合計すれば二百九十二件となり、全体の六九パーセントとなる。したがって、寺社修理資本調達方法は勸化による約七〇パーセント弱の高い割合となる。勸化の割合が急速に高くなるのは寺社修理資本調達を大衆基盤に求め、寺社の大衆支持によって寺社修理を果そうとする狙いである。こうした国免勸化は徳川幕府が政教一致体制、さらに神仏習合の封建体制を背景に展開され、ある程度の大衆、及び国民の信仰支持に支えられていることによるものと結論づけられる。

したがって、勸化への一極集中的展開は徳川幕府の全時代に見られる現象であり、次頁の図表-Cに於いても見られる。

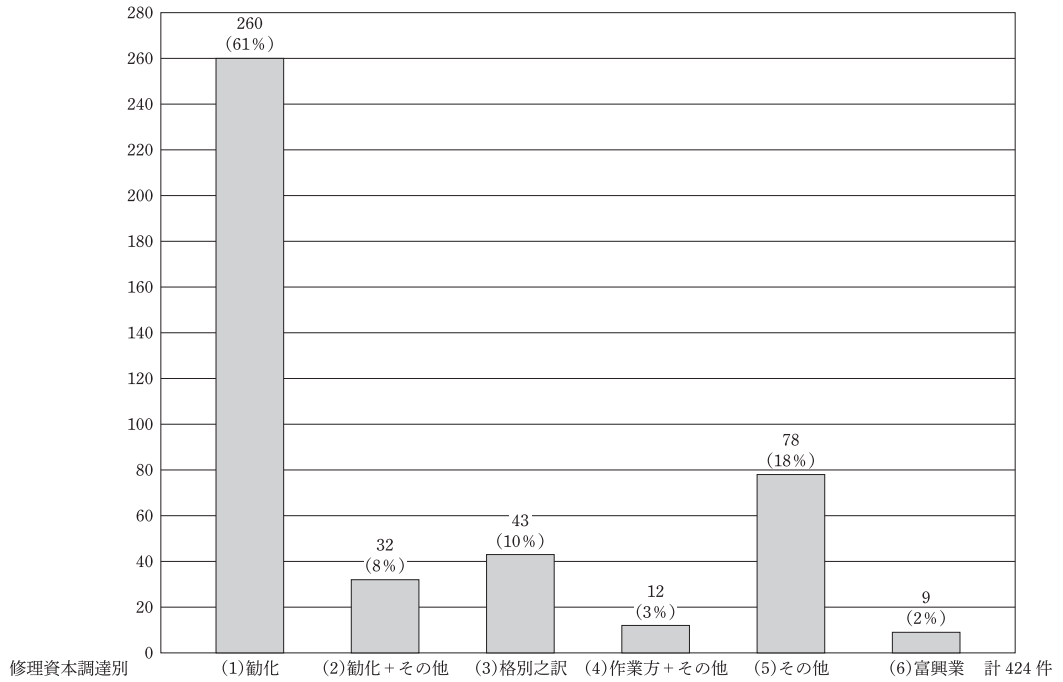
図表-Cによって窺えるように、第一点は勸化の件数が万治二年(一六五九)を起点にして、天保七年(一八三六)の年まで上昇傾向を続けている点である。①に続く⑤の資本調達曲線は過渡期後半(宝暦九年～天明七年)迄にわずかな上昇後、減少し始める。こうした①の勸化と②③④⑤⑥とは二重構造を表わす。すなわち、①の勸化は高い上昇傾向を続け、他方の②③④⑤⑥は低位の曲線を描く二重構造となっている。

(二)展望—明治維新の王政復古体制

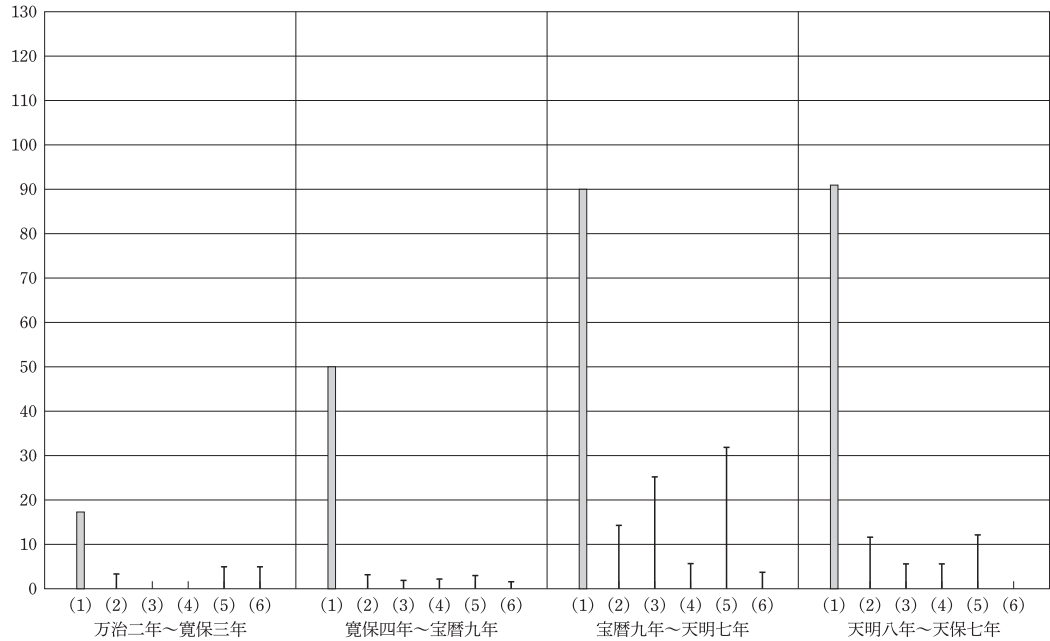
徳川幕府の寺社政策は徳川幕府の純粹封建制を強硬化する役割

徳川幕府経営史序説(大場)

図表-B 寺社修理資本調達方法の形態別グラフ



図表-C 各時期における寺社修理資金調達方法の変遷



を果たし、二百六十年余の長期政権を続ける機能を果たす。とりわけ、キリシタン禁令は徳川封建制の軍事力（武威）と伝統的民衆宗教＝寺社の信仰とを結合させる役割を果たし、対外的な鎖国制と対内的な将軍支配体制を確立させるのに大きく作用する。

しかし、寺社修理資本調達方法は国免勸化の大衆基盤に支えられて寄進或いは奉加帳による寄付・鳥目の集収に依存するのである。だが、純粹封建制は一町歩の小農の衰退、他方二町歩以上の豪農、富農層の出現によって零細農の農地の質入れ、永代売買、或いは分益制の導入に伴う地主＝小作制の発展によって崩壊し始める。他方、商工業では在（農村）での綿花の二毛作によって原綿を加工する木綿工業の発達を見るが、さらに綿実、菜種を原料とする絞油において水車加工によるマニユファクチュアの発達を農村工業として畿内、兵庫に広範に展開する。これら農村工業は都市の間屋制家内工業と競争しながら国民的産業として発達し、都市の株仲間、問屋制との対立を深め、自生的産業資本としての発達を遂げようとする。

純粹封建制から絶対王政への移行は商工業において問屋制家内工業と農村工業のマニユファクチュアとの対立を背景に進展する。こうした、小農制から地主制への発達、他方問屋制家内工業から農村工業のマニユファクチュアへの展開は純粹封建制の崩壊へ導くが、その契機となったのは水野忠邦の株仲間、問屋制の廃止による商法改革である。

崩壊期における前期的資本と産業資本の対立は経済史、或いは経営史の分野で見られる研究課題となっているが、日本において研究の少ない分野として学界での鬼門となっている。日本資本主義論争は労農派と講座派の対立を深め、独自の学派として宇野学派と山田学派の対立を昭和四十年代迄深刻化した。今日その形跡を残さないほどに無惨な状況となって消滅しつつある。

水野忠邦の株仲間、問屋制の廃止令は既に述べたように徳川幕府の崩壊への導火線となった。その爆発は外交面における尊王攘夷となり、内政面における開国論として幕末に破裂する。

キリシタン禁令も続く中において、安政期に入ると、開国派の井伊直弼と尊王攘夷派の水戸斉昭とが対立を深める。特に、水戸斉昭は、徳川幕府の神仏習合体制に替えて神道による政教一致体制を主張し、天皇絶対王政論を次のように唱える。

「邪宗門御制禁天下」統之宗門之御改嚴重^而二年々諸國より書上ニ罷成候故内心に佛法を好み不申者にても八宗之内江組入日本國中一人として佛法に歸依不致ものは無之事ニ相成居候處寛永之砌者邪宗門御制禁之處を専らニ被遊候故何宗ニ^而も切支丹ニさへ無之候得者まさり候者と御見通しにて左様之御定に相成候儀と相見候處前ニ申上候通佛法も異國より來候邪教ニ御座候得者北狄之本尊を天竺之本尊ニ引競候^{此語}と申迄ニ御座候此先き不心得之者出來天竺之本尊を信仰いたし候上ハ北狄之本尊を信仰いたし候も多の相違ハ有之間敷と申様相成候も難計御座候兎角人ハ珍敷奇妙不思議有之方江者歸依いたし候ものニ御座候右様蘭學者も御制禁被遊邪宗之萌御防被遊候ハ、宗門改之儀も以來御止被遊さるかわり國々之神主祠官共へ氏子改を命せられ候ハ、日本國中不殘神社之氏子と相成異國之本尊を信仰致候患は相止可申候一赫外國之教は佛法ニ^而も邪教にても其道一筋ニ相立居り愚民共も吞込易候故次第々々に盛ニ相成候神國之儀者第一ニ神道ニ^而教を立不申候^而者不相成筈之處神道も衰へ神儒佛混雜いたし愚民共目当無之候故邪教ニも欺れ易き勢ニ御座候神道盛ニ相成愚民迄も一筋ニ難有と吞込候得者本より本朝之人故彼邪宗門之もの礎ニ相成候^而も法をまけ不申様相成候道理ニ御座候仍^而神道之道を本ニ教化を押し込め候儀肝要と奉存候神國は四面皆海ニ候得者海船の製造心を用へき事ニ御座候」

〔徳川禁令考〕第一帙、305～306頁)

天保九年(一八三八年)に水戸斉昭は右の「水戸家戯言」を幕府へ提出し、キリシタン禁令の厳格な取締りを内政の要として位置づけ、外政でのロシアの蝦夷地侵入を防ぐために、水戸家に蝦夷地の開拓を命ずることを將軍に要請する。内外の日本へ迫る内外患の先兆は斉昭の危機感を深刻化する。引用した所は全体の中の一部分にすぎないが、引用文では神国の日本は大船で防備を固める国防国家の建設に力を注ぎ、天皇親政⇨天皇絶対王政を成立させるべきと未来(明治時代)への予兆を述べるのである。次にキリシタン禁令を寺請制の代りに「神主祠官共へ氏子改め」にして神社中心の神国への発展は達成されると展望する。仏教は異国の宗教であるから神国の宗教にふさわしくないと斉昭は考える。つまり、「神国之儀者第一ニ神道ニ而教を立」てること不可欠の条件とする。ここに明治維新の王政復古とは神国への発展と神道の伝統的宗教の確立を予兆するものとなるのである。

しかし、水戸斉昭の前に立ち塞(さまた)いだのは大老井伊直弼である。井伊直弼は清朝の阿片戦争の結果、植民地化される中国の危機を日本で再現するのを防ぐため、朝廷の勅令なしにアメリカと条約を結び、水戸斉昭との対立を深める。この対立は拡大し、孝明天

皇と將軍家茂、さらに、薩長芸同盟と幕府・会津藩・浜松藩との対立となる。また、これらの対立は内戦を次々と生み、①長州征伐、②鳥羽伏見の戦(戊辰戦争)、③官軍と彰義隊の戦い、④官軍と奥羽越列藩との戦い、そして⑤函館戦争へと明治元年まで続く。他方、対外戦争は攘夷令に帰因する生麦事件から薩英戦争、攘夷令から下関戦争(長州対四ヶ国連合艦隊)へと続くが、欧米列強の新兵器のアームストロング大砲の前に長州と薩摩は敗北を余儀なくされる。こうした動乱の中で開国による貿易が拡大され、富国強兵と殖産興業を中心にする国防国家への歩みが始まり、新しい明治時代を迎えようとする。

内乱と外国戦争、外国貿易は幕末の幕府と朝廷との対立の中で明治維新への国防国家像と軍需型重化学工業を京浜地域に集約することを展望させ、明治に入ると、ここに東京への廻送は明治時代に天皇制絶対王政を政治体制として成立させる経済基盤となる。鉄道は全国から東京へ商品、食糧、半製品、資源を集約的に廻送し始める。

それゆえ、幕末の戦争と対立の中から明治維新への革新と経済・金融・商法への設計図が展望され、次々と実現されてゆくのであるが、これは次の図表17に要約される。

図表-7 幕末開国交渉から明治維新の王政復古への移行過程

- ①(移行期における国防国家成立へのプロセス—開国を中心に)
- 開国を巡る幕府と天皇との対立
 - 1846年天皇の海防強化令→国防国家論
 - 幕府の海軍・陸軍への土族再編成・大砲用高炉の建設(佐賀・薩摩・長州・水戸・南部)・伊豆(江川英範)
 - 1853年ペリ→浦賀に来航/幕府の大船建設許可 1854年日米和親条約
 - *1857 海軍御取立により蒸気船操縦連開始→明治政府の海軍の前身
 - 1858 水戸斉昭、京都御所は開国反対、堀田正徳の条約調印を拒否する。
 - 京都御所(天皇・貴族)の開国反対・攘夷の勅令(1858)
 - 幕府の大老井伊直弼の開国・開港条約調印(1858年)
 - 14代 家茂将軍(1858)13才
 - 孝明天皇の水戸斉昭への勅諭を下し、開国反対・攘夷を訴える→と同時に公武合体論を提起する→明治時代の議院内閣制への発原型態
 - 公武合体論で和宮、家茂~嫁ぐ(1860)
 - 1861 幕府は忠誠を主とし、講武所御軍艦操練所、蕃書調所等での修養生を養成し、明治政府の三位一体(1軍人教育・2教育勅諭・3明治憲法)へ継承される。
 - ↓ 攘夷密勅 ↓ 生麦事件(1862)
 - 安政の大獄・下関戦争・薩英戦争 (1863年7月)
 - (1862年) (1863年10月) (1863年7月)
 - 天皇、攘夷折願(1863)→幕府5月10日を攘夷日とする→明治憲法の先取りの天皇大権
 - 攘夷親政の詔勅→三条実美ら七脚の京落ち・長州へ向かう(8月18日の變)
 - 幕末に国防国家論は忠誠の武威を尊要とし、明治政府の藩閥を育む基地となる。
 - 孝明天皇の鎖港説のため交渉国の欧州へ出発・天皇の外交大権
 - 1864年家茂の横濱鎖港奏上
 - 1865 仏公使ロッセユの製鉄所建設の引受と征長の要請
 - 横須賀製鉄所の設立→明治政府の国防国家の支柱となる。
 - 1865 兵庫開港不許可の勅許

②(移行期における日本銀行成立へのプロセス—商社を中心に)

- 開国による外貨との交換により金の大量流出と金相場の上昇・物価騰貴・インフレーションの発生
- このため 貨幣改鋳から外貨との交換比率を是正し、金貨流出を抑える→外国貨幣の同種同量を通告
- ・1859 神奈川・長崎・函館を開港し、貿易を許す
- ・貿易商社を設立し、金札発行をし、大坂家商・富商二十名を指定する。この金札は金との交換を認められ、幕府時代の金本位制と日本銀行の円紙幣発行の前身となる。
- 幕府はアメリカ向け輸出品として生糸を奨励するが、その原料となる蚕の生育を農工工業として武蔵・相模・上野国々に奨励し、さらに生糸への生産を進め、明治政府の輸出政策への先駆となる
- ・幕府、1866年大坂の豪商に2525両を上納させ、長州征伐の高騰を招く→幕府の金融失敗
- ・大坂の金融市場衰退のため天下の台所大坂の商品市場衰退
- ・大阪の米価騰貴による米騒動生じ、救済政策を実施する。→1866年大坂・兵庫・江戸の米屋打ちこわし→外国米輸入
- ・1866年英・米・仏・蘭と改稅条約に調印し、関税自主回復を放棄する。→明治政府への開放政策の課題となる。1866.12孝明天皇没
- ・1867年3月兵庫開港勅許、6月5日商社結成を大坂家商20人に命じる
- 12月7日兵庫開港・大阪開市
- ・蒸気飛脚航海快捷丸の営業(乗客・荷物の輸送)による陸上の飛脚業者の衰退→郵便の近代化へ

③(移行期における討幕による絶対王政成立へのプロセス—薩長藩閥と天皇制の政府成立へのプロセス)

- 1855、松前藩の蝦夷地を上知し、幕府が植民地開拓する。開拓使の前身となり、明治政府の植民地支配の先駆けとなる。
- *1856、評定所は開国と貿易の促進で「富国強兵」を図る。明治政府の殖産興業政策の前身となる
- 1862 幕府、参勤交代制の緩和→忠誠心を喪失し、幕府から離れる
- 1864.2、松平慶永(浜松藩)を京都守護職、松平容保(会津藩)を軍事総裁職とする。
- 1864.8、第一次長州征伐を命令する。5.44ヶ国連合艦隊の下降攻撃→長州藩の敗北→償金(300万ドル)を払う
- 1866、一藩長問題による討幕の推進
- 12 將軍家没後死去のため征長停止
- この年、農民一揆・打ちこわし・暴動が全国化し、幕府への失策を露にする→江戸幕藩体制の脆弱化
- 薩長・薩摩・雲・土佐藩の同盟密約
- 大久保利通・岩倉具視らの討幕と王政復古を同時に推進する。
- 12月9日 朝廷、王政復古を命じ、と同時に慶喜、大政奉還を上呈する→明治天皇の誕生
- 1868年1.3 鳥羽・伏見の戦=戊辰戦争
- 1.7 慶喜への追討令-9.14 兵船・9.22 会津藩への討伐
- 10.13 江戸城を皇居とする→京都東京の成立
- 軍人勅諭 と天皇制との政教体制に絶対王政の成立と天皇の大元帥
- 神道の伝統的宗教

